

### 第3回荒瀬ダムに係る説明会

平成20年11月20日（木）19時

八代ハーモニーホール（市民ホール）

（中園課長）

皆さんこんばんは。本日はお忙しい中また寒い中にご出席を頂きましてありがとうございます。ただ今から、第3回荒瀬ダムに係る説明会を開催させていただきます。私、熊本県企業局の中園と申します。本日の司会進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。皆様のお手元に資料をお配りしてございますが、本日は表紙裏にありますように、会次第に従い進めさせていただきます。では開会にあたり、熊本県企業局の上野がご挨拶を申し上げます。

（上野局長）

皆さんこんばんは。当説明会に寒い中のご出席頂きまして本当ありがとうございます。この荒瀬ダム問題につきましては存続させるのか撤去するのか、それとも開門調査をするのか、この3つの項目につきまして10月から1ヶ月半、1ヶ月余りに渡って精査を続けてまいりました。その内容につきましては先週県議会の経済常任委員会でご説明し、議論をして頂きました。本日はその内容を皆さん方にもご説明したいと思っております。知事の最終の判断、存続させるのか撤去するのか、それとも開門調査をまずやるのか、その決断の日が迫っておりますので、本日は皆さんからいっぱい意見を頂いて、それを知事に報告したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

（中園課長）

はい、ありがとうございます。では早速ご説明に入らせて頂きますが、お手元の資料、あるいはパワーポイントを利用して、今日の説明をしました後に皆様方からご意見・あるいは質疑等をお受けしたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。今日の資料はパワーポイントの資料と荒瀬ダム庁内PT報告の概要についての2種類がございます。では、まず最初に1の荒瀬ダムの撤去・存続における諸課題について、私、総務経営課の中園が説明をさせていただきます。蒲島知事は12月までに地元の皆さんあるいは関係団体の方、また県議会などの様々のご意見を聞いて総合的に判断をして、撤去するかあるいは存続するかの決定をされるということでございます。これに加えて、知事が存続の判断をされる際の参考とする為に皆様のお手元にA3の資料を配布してございますが、荒瀬ダム庁内PT報告の概要の表紙にありますように県庁内の関係課から

なるプロジェクトチームを設置しまして、これまで企業局が試算しました費用であるとか、あるいは荒瀬ダムに対して財政あるいは土木また環境、水産的知見から検証を加えたものを知事に報告をいたしております。その報告書を先週の11日になりますけども、臨時の経済常任委員会が開催されましたが、その折に荒瀬ダム庁内PT報告の概要として説明をし、ご審議を頂きました。今回はその時の資料を中心にして、ご説明をさせていただきます。荒瀬ダムの撤去・存続における諸課題ということでございますけども、ただ今申しましたように荒瀬ダム庁内PT報告の概要というのが、皆様のお手元にありますので、それに従いましてご説明をさせていただきます。まず1ページと2ページのコスト検証と実質的に負担する額でございます。撤去の場合でございますけれども、8月の第1回の説明会の折に、総事業費が72億円という風にご説明をいたしました。PTの検証で護岸補修に8億6千万円、浸水対策に11億1千万円、合計19億7千万円の追加工事が必要という風に検証をいたしております。その結果、総事業費において91億8千万円、また今後の支出額として51億5千万円が71億2千万円、実質負担額が49億2千万円から68億9千万円という風に検証いたしております。次に存続させた場合においてです。浸水対策費として7億2千万円の追加工事が必要という風に検証いたしております。第2回目の10月3日の説明会同様に総事業費が80億1千万円という風にご説明をいたしました。これが87億3千万円という風になります。今後の支出額につきましても80億1千万円から87億3千万円、実質負担額これが8億8千万円から16億円という風に試算はいたしております。実質負担額でまとめますと撤去の場合と存続の場合、両者であれば53億円の開きがございます。撤去する場合の方が53億円県民負担がかかるということでございます。皆様の手元の資料の2ページ3ページになりますけど、特に検証が必要な対策これは別途2で説明をさせていただきます。次に環境等への影響、これは別途2でこれは4ページと5ページになりますけど、また別途2でまた説明させていただきます。次にその他の6ページでございますが、地域からの要望これは別途3でまたご説明させていただきます。(2)は水利権でございます。これは6ページの下の方になります。A3の資料でございます。水利権でございますけども、撤去の場合、これは現在の水利権が平成22年の3月31日までということでございまして、撤去する場合は工作物の用途廃止届けを河川法に基づいて出した後に原状回復の為に工作物の除却申請を行う必要がございます。その許可を得て撤去に入るという手続きをとる必要がございます。次に存続の場合でございます。右側に存続とありますけども、これも現在の水利権が15年の4月1日から22年の3月31日まででございますので、4月1日以降存続するとした場合には、水利権の更新の許可の手続きを取る必要がございます。その際、国交省との協議が必要なわけでございますけども、特に地

元の漁協の皆様方とは誠心誠意理解を得られるように協議をしてみたいという風に思っております。次に7ページと8ページでございます。皆様のこの資料の最後の2枚にちょっとこれに入りきらないようなのを載せておりますので、これは後ほどご覧頂きたいと思えます。電気事業会計の今後の見通しということでございます。内部留保資金のこれは撤去の場合でございますが、内部留保資金の推移をここで説明いたしておりますけれども、内部留保資金といいますと、皆様の家庭で言いますと貯金にあたるものでございます。この内部留保資金が撤去する場合にどのように推移をしていくかというのをこれでシミュレーションをしております。これは新たに19億7千万円の追加工事が必要というようにしておりますけれども、それが入っております。またシミュレーションの期間が平成21年から42年までの22年間ということでございます。これは現在平成20年度末現在で約53億円の内部留保資金が出ますけれども、これを全額投入して撤去をした場合の推移でございます。平成27年に損益勘定留保資金、これは内部留保資金でございますけれども、枯渇しまして資金がショートすることによって、平成34年にピークで16億円のマイナスということになります。その場合、藤本発電所を除く他の7つの発電所がございまして、維持管理費がまかなうことが出来ないばかりか一般会計からの多大な補填が必要というようにいわれております。次にこれも撤去の場合でございますが、今皆様のお手元の資料の8ページの左側にあたるものでございます。撤去に投入可能な内部留保資金の推移ということでございます。この大きな違いは、先ほど平成20年度末で53億円の内部留保資金があると言いましたけれども、この中で約22億円、これは7発電所で将来設備更新をする際に当然とっておくべき資金ということで、これは撤去の費用から除いたものでございます。その場合は、平成23年度には内部留保資金がマイナスに転落し、平成29年にはピークで28億円のマイナスとなるということでございます。この場合、撤去に投入可能な資金は先ほどの説明よりも早く訪れるということでございます。ただし、7つの発電所は維持補修をするという費用は取っておりますので、きちっと7発電所については経営が出来るという風に考えております。次に、存続をさせた場合の内部留保資金の推移でございます。この場合は先ほど言いました7億、新たに7億2千万円の費用というのを加えたものでございます。これが平成21年から42年までの22年間のシミュレーションしたものでございます。存続する場合は最低でも、平成32年に39億円、最大で平成42年には58億円の内部留保資金が貯まるという風にみております。この内部留保資金の内訳は、損益勘定留保資金というものと法定積立金、それと任意積立金のこの3つで構成をされております。その内のこの任意積立金につきましては、これは議会の議決を経て公営企業会計から一般会計への支出といえますか、寄与が可能という風にみております。

この部分の任意積立金だけを、取りあえずクリアしたのが皆様のお手元の資料の 8 ページの右側にあたるものでございます。この場合、平成 21 年から 30 年の 10 年で見えた場合に最低でも平成 23 年度で 11 億円、最大で平成 30 年に 16 億円の一般会計へ寄与が可能という風にみているところでございます。では次にお手元の資料の 9 ページになりますが、開門調査についてご説明をいたします。前回の説明会の折りにも皆様方から、撤去する費用がなければ開門調査をしたらどうかというアドバイスがありました。これはそのまま放置されるのかという、そういったご意見がございました。それにつきまして PT で検証したところ、これにありますように 5 項目、法的な整理、機器の耐用性、九電との契約、費用負担、その他の中で井戸枯れ、消防水利、瀬戸石ダムとの調整ということで 5 点に限って検証いたしております。その中でまず法的な整理でございます。水利権更新を行わないとするならば、現行の水利権が当然失効いたします。その場合は荒瀬ダムそのものは河川内の不法占用工作物という状態になります。従って開門調査する場合でも、現行の水利権の更新が前提という風に考えております。それから水利使用目的、発電でございますけれども、これに資する行為として調査の方は行う必要があります。ただ単に放置をすることは許されないという風にみております。なお、調査する場合、これは有効性を確保するためには最低でも 2 年間の開門調査が必要であるとみております。また、前後 2 年間ずつ発電をしながら前後の検討あるいは検証期間を含めて合計 6 年間が必要という風にみております。ただし、調査をしたとしても開門と調査結果と因果関連が解明できるかどうか不明であるという風に考えております。次に機器の耐用性でございます。平成 14 年度に撤去ということで、平成 22 年度まで 7 年間現在の機器をもたせればよいというようなことで、かなり老朽化が進んでおりますけれども今日まで特に大きな改修等しておりません。その為に 6 年間の内にパンクする可能性がございますので、更新をせずに調査を行うことは難しいという風に考えております。次に九電との契約でございます。現在の九電との間で基本契約について交渉中で、12 月には基本契約の締結が出来るという風にみております。開門調査により一定期間発電が行われないとしますと基本契約の色々な条件がございますけれども、そういった齟齬が生じまして藤本発電所から基本契約から除外されると、そういった可能性が高いという風にみております。次に費用負担でございます。試算の前提としまして、先ほど申しましたように 6 年間の開門調査が、調査期間が必要という風にみております。この開門調査にあたりましては必要最小限の経費がかかるという風にみております。環境調査費用に調査費に 2 億 1 千万円、工事費に 4 億 5 千万、併せて 6 億 6 千万でございますけれども、その内の 3 億 6 千万につきましては売電料金で回収出来る見込みで、実質負担額は 3 億円という風にみております。また開門

調査期間中でも護岸の補修、あるいは浸水対策、これは後ほど説明いたします、浸水対策として15億4千万円が必要という風にみえています。その中で実質的に負担する額として9億8千万円、合わせて12億8千万円が今後実質的に負担する、開門調査する場合は実質的に負担する額という風にみております。なお2年間発電が出来ませんので、発電が出来ない為の減収は約14億円、合わせて26億8千万円が電気事業関係に影響与える額という風にみております。なお、開門調査を行った後に撤去あるいは存続へ移行する場合でも調査には費用がかかりますので当然、内部留保資金が現時点よりも減少している、そういった状況からのスタートということになるという風に思います。次にその他でございます。井戸枯れ、消防水利、これにつきましても知事の判断後に必要に応じて地元の皆さん方と色んな相談、協議しながら進めるつもりであります。井戸枯れの場合は、給水車による対応を行った場合に約6千万円、また消防水利につきましては防火水槽の新設等に約1億2千万円必要という風に見込んでおります。また、瀬戸石ダムとの調整案件でございますけども、瀬戸石ダムは2年間の調査した場合には最下流のダムということになりますので、警報体制の整備を図る為に約1億2千万円、これは県の方から負担する必要があるという風に見込んでおります。いずれにいたしましても、開門調査の場合はただ単に放置することは出来ませんで、それなりの色んな困難なものを解決しながら進めていく必要があるという風にみております。10ページの総括につきましてはこれは省略させていただきます。では私の説明は以上でございます。では次に2の管理・環境対策について3の地域対策、4の協議会につきましては工務課長の福原がご説明をいたします。

(福原課長)

改めましてこんばんは。工務課長の福原と申します。よろしくお願ひいたします。この度のプロジェクトチームの報告をふまえて企業局として今後管理・環境対策をどのように行っていくか、そのことについてご説明したいと思っております。こちらの表をご覧ください。こちらの表は、これまで企業局がご説明してきました対策とこの度のPT報告との関係を示したものでございます。赤丸がPT報告の中で追加的に行われたもの、それから黒丸が企業局の対策に対する更に安全性を求められたもの、それから白丸が企業局の対応の対策について、おおむね妥当だとPTが判断したものでございます。それでは管理・環境対策の撤去の場合について、撤去の場合の管理対策についてご説明いたします。こちらは第1回説明会で説明した内容でございますが、今回赤文字のところにつきましてPTの方で更なる検証を頂いた部分です。こちらの方を中心に説明させていただきます。また存続の場合の管理・対策につきましては第1回第2回の説明会

でご説明しましたけども、こちらも赤文字で示している部分について PT の方で更なる検証をして頂いた部分で、ここを中心に説明をさせていただきます。それでは管理対策の護岸、浸水、堆砂、管理強化についてご説明させていただきます。内容につきましては、撤去の場合とそれから存続する場合についてそれぞれご説明させていただきます。まず、護岸でございます。こちらの図は護岸を補修する場合の左側が企業局の補修方法、右側が PT で検討して頂いた方法になっております。企業局では平成 18 年まで 73 箇所、延長にしまして 2334m の護岸の補修を行ってまいりました。で、今回撤去するにあたりまして、護岸の維持の目的からこれまでの実績をふまえて工法を選定してきたところでございます。一方 PT の方では、企業局の工法をふまえて更に河川管理の視点から施工性、安全性、環境、景観を配慮した工法が必要と判断したところでございます。このことにつきましては、企業局もそのように今後実施していきたいという風に考えております。こちらは今後補修が必要な場所について示した図でございます。荒瀬ダムの貯水池を上から見た図になっております。こちらが荒瀬ダムです。こちらが上流の方にあたります。で、赤い印がついている部分、こちらが企業局の方で選定しておりました場所です。で、青い部分、こちらが PT の方の検証で今度出てきた部分になっております。これで撤去における護岸の説明を終わらせて頂いて、続いて存続の場合の護岸についてご説明いたします。こちらは存続する場合の護岸の補修箇所を示しております。青い部分、3 箇所囲っております。合計で 350m でございます。存続する場合の護岸の補修につきましては、企業局が考えておりました工法また施工箇所につきましては PT の方でもおおむね妥当だという判断が出ております。このことについては、もし存続した場合にはきちっとやっていきたいという風に考えているところでございます。続きまして浸水についてご説明申し上げます。ダムを撤去する場合に今回浸水につきましては道路の嵩上げについてご提案しているところでございますけども、ダムを撤去する場合にどうして道路を嵩上げする必要があるんだという疑問を持たれている方がたくさんいらっしゃいます。その疑問に答える為にこれらのメカニズムについてちょっとご説明させて頂きたいという風に考えています。お手元のパワーポイントの資料の中に今ご覧の画面と同じような図が 4 つあると思います。それで 1、2、3、4 と〇がうってあると思うんですけども、それを順に説明させていただきます。まず、最初にダム撤去前の図でございます。ダムがあります。上流には 87 万 m<sup>3</sup> の堆積があります。その堆砂の影響によりまして、水位が上昇している、という現実がございます。特に鎌瀬地区付近で出水の度に毎年県道、市道の冠水の被害が発生しているということでございます。それでダムを撤去した場合に鎌瀬地区の水位がどのようになるか、ということで 2 番目に移らせて頂きます。ダムを撤去いたしました。で、ダムを撤去する場合に下

流へ一気に土砂が流れ出さないように10万 $\text{m}^3$ の土砂を未然に除去しておきます。残りの77万 $\text{m}^3$ につきましては自然に流下させる計画でございます。このことによりまして洪水時の水位が全体的に低下してまいります。そしてこの鎌瀬地区付近では約50cmの水位低下が生まれます。しかしこれではまだ道路の冠水は起こります。それでは次にそれを防止するということで中流部、百済木川合流点から鎌瀬地区にかけて6万 $\text{m}^3$ の堆砂を除去する必要がございます。これを行いましてそれに併せて道路の嵩上げを実施することにより、洪水時に県道、市道の冠水を防ぐことが出来ます。最後に貯水池全体の堆砂につきましては自然流下をさせて、30年間で徐々に徐々に元の河川に戻っていくということでございます。このことによりまして堆砂の影響で上がっていましたが、洪水時の水位が低下してまいります。で、今回嵩上げを何故するかといいますと、元の河床に戻るまでに30年間というふうにかかります。それでダムを撤去しても道路が冠水しなくなるまでにはすごい時間かかります。そういうことで、皆さんにいつまでもそういう冠水を受忍させるというわけにはいかないという判断から、道路の嵩上げを提案したところでございます。これで撤去する場合の浸水についての説明を終わりました、続きまして継続する場合のお話しをさせていただきます。申し訳ございません、ちょっと1つ抜けておりました。撤去する場合の道路嵩上げの位置でございます。こちらが鎌瀬地区、で、三坂地区、中津道地区、それから西鎌瀬地区、こちらの県道と市道の嵩上げを計画しているところでございます。申し訳ございませんでした。続きまして存続の場合の説明に入らせて頂きます。存続の場合には当然ダムが残ります。で、上流には87万 $\text{m}^3$ の砂礫の堆砂がございます。こういう状況の中で先ほどからお話しています、鎌瀬地区の水位上昇を防ぐという目的で毎年の中流部から1~2万 $\text{m}^3$ の堆砂を除去してまいりたいという風に考えております。堆砂を除去することによりまして、水位の上昇を抑え県道・市道の冠水被害を抑えていく、いうことで考えております。これで浸水の方を終わりました当面の対策ということで、お話しさせていただきます。道路の嵩上げをするには、数年かかります。その間西鎌瀬地区等で浸水の被害というのはどうしてもあるわけなんですけども、例えばこの写真をご覧ください。上の方の写真が洪水時の写真でございます。いったん洪水が発生しますと市道が通られなくなりまして避難路が、国道へ抜けるこの階段になってしまいます。この階段は足元が悪くて手すりもないという危険な状態でございます。そういうわけで今回こちらに手すりを設置し、階段を補修することによりまして安全な避難路を作っていきたいという風に考えております。また鎌瀬地区の里道の対策といたしまして、こちらは洪水時に川の方から里道の方に水が逆流しまして里道に水とか堆砂が溜まるということで皆さんがお困りになっているということでございます。それに対しまして里道の嵩上げを行い、排水施設を

整備していきたいという風に考えているところでございます。3番目に中津道地区の里道の対策ということで、こちらにつきましては洪水時に民家の裏側を里道ですけれども、水位がこの辺りまでできています。それで避難路がなくなってしまうということで、今回里道の嵩上げを実施しまして、洪水時の避難路の確保を行っていききたい、という風に考えているところです。当面对策の最後としまして、瀬戸石地区の洪水時の水位情報の提供というものを現在考えております。これは瀬戸石地区に水位計の新設を検討中でございます。この水位の情報を的確に瀬戸石地区の皆さんに伝達することによって安心感を与えていきたいという風に考えているところでございます。これまで、先ほどまでは堆砂の除去等の話しをしてきたんですけれども、堆砂につきましてはその砂について覆砂事業の方で利用していこうという風に考えております。礫につきましてはダムの下流もしくはダム直上流に仮置きしまして、洪水時に自然に流す、流していくようにしたいという風に考えているところでございます。これで管理対策について終わらせて頂きます。続きまして、管理の強化についてご説明いたします。水位低下用放流設備の設置でございます。これ以前も説明会で説明したところでございますけれども、現在の水位より下の部分の構造物とか堆砂の除去の管理をきちっとやっていく為に水位を低下する設備を設けようということでございます。こちらが構造図になっております。この設備は水の少ない冬場に水位を低下させる目的で設置されるものです。続きまして撤去の場合の環境対策に移らせて頂きます。こちらは第2回の説明会でご説明いたしました。撤去に係る環境保全措置、それから更に影響を低減する為の措置、それから環境モニタリングについて説明したところでございます。今回もそれについて説明をさせて頂きます。こちらはダム撤去に伴いまして、影響のある範囲を示しております。左側が遙拝堰、中央部が荒瀬ダム、右端が瀬戸石ダムになっております。荒瀬ダムから瀬戸石ダムにかけては、現在貯水状態であるから、ダムを撤去することによりまして流水状態になるということで、旧貯水池内の植生等の変化が見られるということでございます。一方ダム下流につきましては荒瀬ダムから藤本発電所、この間が現在は減水区間となっておりますけれども、流量が回復してまいります。それから土砂の流下がされるようになる。一方工事期間中につきましては、出水時期に濁水の発生の懸念もございます。そういうことでそれらの影響に対しまして環境保全措置として植生の移植だとか、更に、影響を軽減させる為の措置といたしまして、工事期間中に周辺に迷惑かけられないように対応を取っていくと。工事につきましてはモニタリングしながら着実に進めていこうという風に考えているところでございます。モニタリングにつきましては現在、環境につきましては荒瀬ダム対策検討委員会というものを設置しておりますけれども、今後はモニタリングにつきましてはモニタリング連絡調整会



議または技術的な技術専門委員会というものを設けて、きちっとした管理をしていきたいという風に考えているところでございます。この調整会議等につきましては後ほどご説明いたします。特に環境の場合、撤去する場合、存続する場合でも泥土の除去については確実にやっという風に考えているところでございます。こちらが泥土の確認されている場所で、佐瀬野地区、百済来地区でございます。この泥土については撤去、存続にかかわらず確実に除去していきたいという風に考えております。存続の場合の環境対策について説明いたします。第1回第2回説明会で説明した内容と同じでございます。申し訳ございません。まず貯水池の巡視等水質の監視、強化ということで確実にやっという風に考えております。またアオコの浮遊物の除去等についてもやっという風に考えております。先ほど浮遊物の除去の為にフェンスを試験的に張る等の実験をしたところでございます。また環境モニタリングを行いまして課題の再整理とか対策の検討についてもきちっという風に考えているところでございます。続きまして八代海、球磨川、それから八代海の水産についてご説明いたします。球磨川の漁業につきましては工事期間中濁水の防止等がないように十分な予防策と取っという風に考えております。また撤去に伴いまして河床が変化するわけでございますけれども、このことが特に鮎等の生息に適しない場合も考えられますので、状況を逐次モニタリングしながら必要な対応を取っという風に考えております。八代海につきましては、覆砂事業に有用な砂を供給していきたいという風に考えております。存続につきまして水産のお話をさせて頂きます。球磨川漁協、球磨川の漁業につきましては、また八代海漁業につきましてはダムがそれらにどのような影響を与えているか、現段階では数量的に評価することは難しいと考えております。しかしながら企業局といたしましては、そういう中で現在出来ることを出来る限りやっという風に考えているところでございます。現在、球磨川に対する対策といたしまして稚鮎の採捕放流事業、また種苗の捕殖放流事業、こういうものを実施しておりますけれども、今後もこういうものを続けていきたいという風に考えております。また現在検討中の対策といたしまして、鮎の降下時期に合わせた水位低下の期間の延長、2番目に稚鮎の放流尾数を増やす、または生息場、産卵場の造成について整備出来ないか、こういう検討をしております。更に下流の土砂の供給ということで、最適な排砂対策についても方策を検討しているところでございます。次に八代海の漁業のついてでございますけれども、現在実施しているものとしましては覆砂事業に有用な砂を供給いたしております。今後の対策ということで、現在検討しておりますのは、今お話しました覆砂事業の継続また下流の土砂の供給ということで、最適な排砂対策の実施について検討していくというところで考えているところでございます。水産につきましてはこれで終わらして頂かし

て、続きまして地域対策についてご説明をさせていただきます。撤去する場合と存続のする場合についてご説明いたします。撤去する場合でございますけども、代替橋、井戸枯れ、消防水利等につきましては、別途今後設置予定のダム撤去にかかる地域対策協議会、こういう場で検討させて頂きたいという風に考えております。またダムを存続する場合につきましては、地域対策及び振興策につきまして荒瀬ダム管理環境対策協議会の中で意見を伺いながら、検討を進めていきたいという風に考えているところでございます。これで管理環境対策また地域対策についてのお話を終わらせて頂きますけども、これまで企業局で河川法が平成 9 年に改正になりましたけども、そういうものを受けて環境だとか地域のことを意識しながらやってきたわけですけども、結果的には皆さんには、そんなことはない、まだそんな全然やってないということになってしまいましたけども、その点については深く反省しているところでございます。今後より良い水利使用を目指す以上は皆さんのご意見をとらえながらやっていこうという風に考えているところでございます。そういうことで、次に協議会についてご説明させていただきます。まず撤去の場合でございます。撤去の場合、色んな調査をやりながら、予測を立てているところでございます。しかしながら実際に撤去に入ったらどんな風になるんだろうと、やはり住民の皆様、漁業関係の皆様、色々ご心配のことだと思えます。そういうことで、モニタリングを実施しながら撤去を進めていこうという風に考えております。それでモニタリングの情報の提供、またいろんな対策を行う上での関係者との調整の場ということで、モニタリング連絡調整会議というものを設置して撤去を円滑に進めていきたいという風に考えているところでございます。またモニタリングにつきましては、撤去技術専門委員会という関係機関と学識者で構成する組織を作りまして、指導、助言を仰ぎながら、きちっとしたモニタリングをやりながら着実な撤去を進めていきたいという風に考えているところでございます。それでは存続にする場合の体制についてご説明させていただきます。先ほど申し上げましたように、これまでの反省をふまえて地域とそれから関係者等で構成する管理環境対策協議会というものを設置させて頂きまして、皆さんのご意見・要望等をお聞きして管理環境対策の万全を期していきたいという風に考えているところでございます。で、先ほどから対策についてご説明いたしましたけども、これら対策につきましてもこちらの協議会で必要に応じて協議頂きまして、更なる対策の改善をはかっていきたいという風に考えているところでございます。また、こういう河川のことでございます、色んな技術的なことが出てまいります。それらの時には技術検討委員会というものを関係機関とか学識者で構成して頂きまして助言、ご指導を仰ぎながら今後の管理対策、環境対策を確実なものにしていき、きちっとした管理が出来るようにしていきたいという風に考えていると

ころでございます。最後になりますけども、これまでの反省をふまえてまた皆さんのご意見を頂きながら、やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ご清聴ありがとうございます。

(中園課長)

以上で説明が終わりましたけれども、これからなるべく時間を取りまして、皆様方から質問、ご意見、要望等をお受けしたいと思ひます。質問をされる方は挙手の上に司会の了解を得て所属団体と名前を、また団体に所属されておられる方はどこの誰です、という形でお願ひいたします。では係の者がマイクをお持ちしますので、マイクを使ってお話しください。質問につきましてはなるべく簡潔にお願ひいたします。なお、本日の説明会の終了時刻は 9 時を予定しておりますのでご協力のほどよろしくお願ひいたします。ではどうぞ。

(A氏)

はい。合併前に坂本の村長を務めておりました、「A」でございます。まず基本的なことから申しあげたいと思ひます。工務課長のつらそうな説明、本当つかれたと思ひます。何をやる、これをやる、今からどうすると色んなことを説明されましたけれども、そのことをどうして今までやってこれなかったのか、やってこなかったのか、中津道の説明会で、蒲島知事がこれまでの企業局の対応は不親切だったと、あまりにも地元の方を向いて何もやってこなかったと。だからこそ、皆の不満が出て今になっているんじゃないですか。存続する為に口先だけであれをやる、これをやると、言っても誰も信用しません。だから課長は今辛かったと思ひます、説明が。結局そういわれてきたわけだから。局長、今までの企業局の排水浸水について謝られますか。言い訳されますか、局長に求めます。それからもう一つ、一番最初にコスト検証、実質的に負担する額について撤去する場合としない場合、実質負担額は 52 億 9 千万円違うと、内容についてもっと詳しく、例えば年間いくらぐらい売電の場合売電あるからこうなるんだというような具体的な説明しないと、ただこのくらいで皆さん聞いている人分かると思ひますか。もうちょっと親切に説明してください。それからまず入りたいと思ひます。

(上野局長)

説明は工務課長がいたしました。別に工務課長に私共は強くそういうことを説明しろということじゃなくて、局として今まで過去昭和 29 年にオープンしましたが、その後色々なその要望もあったかもしれませんが。それに対して真摯に対応してきたかということについて我々が知らない部分もございます。ただ、

それについては蒲島知事も申しあげましたようにその、そういう浸水が確認出来なくてもそういうことがあったら当然反省せないかんし、これからそういうことのないように皆でやっっていこうということでこの前中津道の時申しあげたつもりです。それを前から工務課長はそう言いましたし、私もその通りだと思っています。私が例えばここ2、3年の間に皆さん方にどういうことをし、お話しただということはないかもしれませんが、その過去もひっくるめてですね、そういうそのご迷惑をかけた部分があったらお詫びして、これからはそういうことがないように皆さん方に意見を充分聞きながらやっていかないかんということで課長が説明した通りでございます。それは課長が説明したというのは私の代弁でもあるし、知事の代弁でもあるという風に私は思っております。それから2番目の説明、これはおっしゃる通りその皆さん方に今日この場で資料を開いて頂いて説明しても多分分からないと思う。それはその通りだと思いますので、そこについては具体的にこういうことになるという風に今から説明させます。分かるかどうか分かりませんが、説明させるようにしますので。

(B氏)

あの、関連なものですから。ゆるしてください。坂本の「B」です。今、Aさんが申しました通りのこと私も感じております。あの、あれもやりたい、これもやりたい、そして何で今頃そういう話が出てくるんだと、前から言うとした話が何で今それを取り上げるとんだと疑問でなりません。で、本当にもう少し具体的に話をしてもらわないとこの程度の話しで知事に決断をさせるなんていう材料じゃないです、これは。もう少し掘り下げて、時間をおいて、じっくり検討した上で知事に決断をさせてください。それ、よろしくお願いをしたいと思うんです。あの、中津道で知事が、ダムを要望する人がいないことに驚きを覚えたとおっしゃった。私はこの5年間、荒瀬ダム対策検討委員会で撤去に向けてきた、精一杯撤去のことを検討してきた局長以下企業局の方々が、だれ一人として今度は2ヶ月の間に全て今度は発電事業継続に切り替わってしまった、反転してしまった。5年間の取り組みを、進言、知事に進言する人が一人もない、これに私は驚きを覚えております。そんなことで、今日の説明というか非常に根っこの浅いもんだということが、まず第一印象であります。それでせっかく立ったついでに、一つは具体的な話に入ります。護岸の補修の必要性についてというようなことで説明を受けました。これはですね、私共検討委員会の時に相当地域の人間として心配しておった部分でございます。専門委員会の先生方々にも提案しました。心配ないでしょうかと。ところが専門委員会の先生方はこのことについて特に心配されませんでした。それから企業局の方々もこの部分、私共のその提言に対して取り上げて頂けませんでした。何でその

ことが今出てくるのでしょうか。それがまず分かりません。それで説明では、護岸の基礎付近は貯水池湛水による水圧によって支えられている状況でありますと。水位が下がると残留水圧による崩壊が起こると、そういうようなこと言っておられます。あと土木の先生専門家の方と色々話しを聞いてみたんですけども、残留水圧はダム湖の水位を下げる速さに留意しさえすれば、水圧低下による崩壊は心配ないという専門家の意見でございました。それから **2334m、73** 箇所の補修の件がオオドリに出ておりますけども、これについては、現在補修した箇所は **50** 年間水に常に水中に負けて水分過飽和な土壌が洪水時の激流によって洗掘されたと、それを補修したものであります。ダムを継続すればダム湖内の土壌は常に水分過飽和、過飽和状態の中にあつて最も不安定な状況に置くということになるのです。ですから地滑りは、土中の水分飽和に大きく影響することは私共が日常の生活で懸念しておるということであります。また説明の中にありましたように、ダム撤去による水位が下がると湛水域が流水域となり、侵食が起こると言っておられますけれども、ご指摘の場所はですね、通常の河川の水位に戻れば陸上になる部分なんです。もちろんその洪水になると流水の影響を受けますが、しかしそれはダム湖がある場合でも変わりません。むしろ常時水中にあつて不安定な状態での土壌に激流が流れることが危険ですと、そういったことが事実ではないかという風に思います。次、それで県道嵩上げですけども、これも以前から私共お願いしてまいって申しておったわけです。それが今まで取り上げられませんでした。もしダムを撤去すれば水害が今までよりも少なくなるし、洪水時の水位も下がります。ダム撤去に係る追加費用として何で今道路嵩上げが出るのでしょうか。なぜ道路に係る費用をダム撤去費用に上乘せするのでしょうか。そういったものがどうしてもまだ説明が呑み込めません。納得いくように説明をお願いしたい。

(中園課長)

はい、最初の企業局が負担、実質的に負担する額について、これはお手元のこの **A3** の資料の **2** ページの上の方でございます。ご覧いただけただけという風に思います。まず左側の撤去の場合でございますけども、これは **6** 月の試算では **72** 億 **1** 千万円という風に試算をしておりました。でこれは平成 **15** 年から **20** 年度まで今年も含めて約 **20** 億 **6** 千万円の工事費、もう工事を既にしております。**21** 年以降支出予定額が **51** 億 **5** 千万円でございますけれども、その中で現在総括原価方式での売電料金を決定しておりますけども、その内 **20** 年度につきましては **2** 億 **3** 千万円、これは総括原価に含まれているということで実質的に **21** 年以降に負担する額は **49** 億 **2** 千万円ということでございます。それに今回 **PT** が **11** 億 **7** 千万円追加が必要という費用につきましては、これが総括原価に含まれな

いという風に考えておりました、合計、撤去の場合、**68億9千万円**が実質的に負担する額という風にみております。次に右側の存続の場合でございます。これは9月の時にもご説明申しましたように、**21年から30年度**にかけて**80億1千万円**が必要という風にみておりました、その内に総括原価に**71億3千万円**、それに含まれない、これ管理、環境対策費用その他で**8億8千万円**という風にみておりました。これにつきまして、皆さんの中に確かにご批判があったところでございます。現在、九州電力との間で基本契約について交渉をいたしておりますけれども、**12月**にこの基本契約が締結されるという風にみておりますが、その中で基本契約が締結されます**22年の4月1日**につきましては、総括原価で売電に必要な工事等につきましては、これは売電料金で回収出来るという風にみております。その中で環境対策費につきましては、これは認められるかどうか分からないということで**8億8千万円**、これは実質的に負担する額という風にみております。さらにPTの検証で、先ほど嵩上げ補償で**7億2千万円**という風に追加が必要とされました費用がございましたけれども、合わせて**16億円**が実質的に負担する額という風にみております。その差額は約**53億円**と先ほどご説明いたしました。実質的に負担する額につきましては以上でございます。次にこれはBさんの方からお話がありましたけれども、平成**15年の6月**から確かに今年の**3月**までに撤去ということで私共は進めてまいりました。そういう中で知事がお変わりになって、**6月の4日**に凍結という判断を知事がされ、立ち止まって考えるということでございます。その大きな理由の一つとしては、やはり県のお金というか財政状況という部分がありますし、また平成**14年**当時は総括原価が維持されるかどうか非常に不透明な時でございましたけれども、現在は**22年4月**以降もきちっと総括原価が維持されるということで、今後存続したいとするならば、きちっと電気事業会計が存続出来るという風に考えております。そういったことで、私共も確かに見方によっては**3月**までは撤去ということをやってきておって今、これはまだ決定したわけじゃありませんけれども、撤去か存続か分かりませんが、存続出来るというので申しておりますので、確かにそういった意味では皆様方にちょっと不信感を与えているのではないかなという風に思っています。護岸以下の道路嵩上げにつきましては工務課長の方から説明させます。

(福原課長)

Bさんの方からご質問がありました護岸補修の必要性ということなんですけれども、当時Bさんの方からそういう提案なされたのに取り上げられなかったと、いうことでございますけれども、実際その内容につきましては企業局の方ではきちっと対応してきたという風に考えております。**73箇所、2334m**という補修を

実際にやっておりますし、その補修のやり方自体が今回間違っているということではないという風に考えています。しかしながら河川を管理するという視点からいきますと、企業局がとっていた工法というのは、それは現状を維持する補修だと。で、河川を管理する上ではその一歩進んだ、もう少し安全性を高めた補強の観点からの補修というか工事、工法が必要だという判断をされたと考えております。あくまでも企業局の今までのやり方が間違っているということではなくて、更に安全性を高めた補強の観点から工法を選定しているという風に考えているところでございます。それから道路の嵩上げでございますけども、企業局ではこれまで最も大きかった57年の水害の水位を基準といたしまして家屋の嵩上げ等を行ってきたところでございます。そして水防災事業と言われる抜本的な対策がございますけども、こちらの方の考え方もまずは家屋を嵩上げしてそれに隣接している道路について嵩上げし、その他については従来の道路にすい付けていくというような対策が取られております。企業局の方としましても道路の嵩上げ等については道路管理者等と協議をしながらやっていきたいところでございますけども、現在までその嵩上げの対策の実施には至らなかったということでございます。今回道路管理者の一つである、土木部も入って色々検討を進める中でダムを撤去した場合につきましても、これまでの道路の浸水被害をずっと堆砂が自然に流れて水位が下がっていくまでその長い期間を、そういう心配を受忍させるわけにはいかないという判断から、撤去の場合につきましても道路の嵩上げを提案しているところでございます。

(B氏)

どうも私の方が疑問に思っていることが理解されていないようなんですけどね。確かに2334mと73箇所、補修してもらえた。これはせざるを得んからやっただけですが、それが何故そういうことが生じたのかというようなことに目を向けられましたかということなんです。それは先ほど言いましたように、やはりしょっちゅう年がら年中水の中に浸かっている部分、浸水している部分につきましては、それは水中の土砂が水分の過飽和状態になって何をしても崩れると、崩れやすい状態にあるということなんです。で、それがそれそういう状態のところ激流が流れ込んでくると一気に崩壊してあと浸食していくという風なんです。説明を聞きますと、存続した場合の方は護岸の場所が少なくて撤去した場合の方が護岸の場所が多いと。これも理屈に合いません。本当に理解出来ません。ねえ、そうでしょ。

(福原課長)

その件に関しましてですけども、存続する場合には毎年水位低下をさせて護

岸の状況を確認しながら、必要なところをもうどんどん順番に優先順位をつけてやっていくということで考えておりますので、仮に今 **350m** っていう撤去の場合に比べると随分少ないメーター数なんですけどもその都度その都度、その適した工法を選択しながら確実にやっていきたいという風に考えているとこでございませう。

(B氏)

そういう風に色々説明されますけどね、今私の方が考えるのはこのダム存続を前提に置きながら、いかにして財政の問題を表に出してそして世論を誘導していきよるか、そういう風にとらえてならんのです。だからもう少し、もう少しやっぱり細かい話しを、見える話しをして頂きたいと思ってるんです。

(A氏)

あのですね、知事はこの問題で住民によく説明をして、理解をしてもらって説得をされると言われてるんですよ。あんたの方が今言われてるのは、説得するような深い言葉じゃないんですよ。存続する為のただ理屈付けなんですよ。

(会場)

そうだ、そう。

(中園課長)

じゃ後で、ちょっと女性の方こちらに。じゃ前の方。

(Cさん)

はい、私、中流域の水害被災者の会の「C」と申しますが、私は6月の4日、知事のこういう撤去凍結を聞いて本当背筋が寒くなり、嘘だろうという気持ちがいたしました。と同時に球磨川は宝という言葉で、あの、9月の11日ダムを川辺川ダムを白紙撤回なされた同じ人間がすることだろうか、そういうことは不思議でなりません。昨夜の報道ステーションでも、川辺川ダムの白紙撤回をしたその公共事業への見直しというのがこの全国的規模になるていっような形で知事を、蒲島知事を何か擁護するようなそういう意見がございました。ああ、このようにしてから知事は有名になったんだなど、こんなそういう熊本県民であるということを私は誇りにしたいんです。ところが荒瀬ダムに対して、それから路木ダムに対しての知事のこの同じ人間であるか、その矛盾点、それを企業局の人達にも私は感じます。一生懸命潮谷さんの時には撤去に向けて頑張ってきて、それがころっとですね、今は存続の為だけのその語呂合わ



せの為だけにやっぴらっしやる、その作業たるや私達は信用出来ません。今の何かこう行政と国会のそういうようなそういう矛盾点が全部あなた達の中に入っていると思っってます。それと私今水害被災者ですけれども **1966** 年、昭和 **40** 年の水害が **7・3** の水害があっただんですけれども、**66** 年にです、通達 **170** によりますとダムに関連する通達、建設省河川局長通達、県の河川局発第 **178** 号というのがありますけれども、これこの前、中津道でDさんが出されてるからその用紙は皆さんご存知だろうと思っますけれども、私はこの用紙を見てこの通達をみて愕然としました。もう生まれてから今 **60** 歳になりますけれども **13** 回も、**3.5m** から **4.5m** ぐらいの水害にあってるわけです。本当にこれは荒瀬ダムがあり、そして瀬戸石ダムがあり、そのバックウォーターによる水害と、これは誰もが認めてらっしやることだと思っます。知事さんも現地を見て私の家を見て、ああご苦勞なさいましたねとおっしやっってくださいました。今嵩上げの工事を今度入るばっかりになっております。それはバックウォーターが認められたからだと思っしておりますけれども、国も県もそうだと思っしております。ですからこれが本当にこの通達がなされていたならば、荒瀬地区の人達に中津道地区の人達、鎌瀬地区の人達、本当に洪水がある前に瀬戸石ダムも荒瀬ダムも水がちゃんと流せていたならばその嵩上げ、道路のとかその浸水もなかつたはずです。私達この中流域の水害も半分はなかつたろうと思っます。どうして県はこういうような通達を無視したんですか。で、私達が荒瀬と瀬戸石のもう干上がった水を見たのは **2003** 年です。その時だけ、その時から水門を開けられました。それまで水門を開けられたのは見たことがございませぬ。**2003** 年に水門を開けられてから海が蘇り川が蘇りというのをこの目で見ました。ですから本当に水害の地を、それから色んな海の問題とか考えてみたならば荒瀬ダムを撤去する、そして瀬戸石ダムを撤去する、これが一番の早道だと思っます。県の財政からあればさつと撤去をしたいと知事さんはおっしやいました。ですから私達は今度の国のお金が **1** 万なんぼか私達にくると思っますけれども、私はこれは荒瀬ダムの撤去費用としてからです、県に差し上げたいなて思っくらいです。本当に撤去費用があるんだつたら路木ダムの建設をやめて、そして他の無駄な部分を削ってそしてこれだけのお金があります、そしたならば出来ませよっていうことを改めて試算し直してください。この試算で私達は納得出来ませぬ。よろしくお願いいたします。

(上野局長)

Cさんのその最初の話しのお答え、私からお答えさせていただきますけど、Cさんの実家とか私も何回も行って知っております。それは荒瀬ダムというより瀬戸石ダムの上流、要するにバックウォーターのもう少し上になりますけど、確

かにあの地域、あの地域はその上の芋川地区と同じく球磨川の本線が、洪水期ずっと水位が上がります。そうすると当然その支川からは流れ込みません。で、流れ込まないことによってその支川の方の低いところにある住宅は冠水します。これについては、Cさんが言われたのは一部だけを私はとらえておられると思っています。やはり構造的にそういうところは嵩上げする必要がある、もちろん、瀬戸石ダムとその堆砂状況がある程度改善して水位を下げるのは当然しなきゃいけないと思っています。だからそういう組み合わせで、Cさんとこの実家はしないと、ダムだけでどうこうっていうのは、私はちょっと違うと思います。そこは理解してください。現実的に球磨川本線の水位がずっと上がると支川から流れ込みます、これは人吉の山江から、山江からくる渡も同じです。渡も一勝地もCさんちも同じ。だからこれは全部やり直さないといけないので、このダムだけということではなくて構造的にそういう形でやっています。それから66年のやつはちゃんと対策とっているはずだから、それは工務課の方で答えなさい。

(福原課長)

先ほどの通達の件ですけれども、これは2類のダムということだろうと思うんですが、このダムにつきましては、予備放流水位を設定して。

(・・・)

瀬戸石ダムと荒瀬ダムとちゃんと書いてあるです。

(福原課長)

はい、そのことだと思います。それでこのダムに対してはどういうことしなさいとあるんですけれども、堆砂しやすいということもありますから堆砂除去するってことも必要に応じてやっております。それから予備放流水位を設定して洪水の時はその予備放流水位で洪水を迎えなさいという風になっております。荒瀬ダムについては、予備放流水位は30・4mということで設定されておりますけれども、現在は地元の要望等もいれてもう少し低い29m近くまで下げて洪水を迎えるように今やっております。

(上野局長)

さっきBさんが言われた部分で説明しましたが、やっぱり私も聞いていて説明不足と思っている部分もございますから私からちょっと補足させていただきますと、その、6月4日に知事が表明しました。これは例えば、何も変更がないように急に知事が変わったからそういう立ち止まって考えるということ、それだ

けではございません。ご存知の通り、ずっと対策検討委員会の先生方に慎重な審議をして頂きました。その中で色々な工事をやってきた、その中で先生方がこういうのをやった方がいいよ、これはこういう風に丁寧にやった方がいいよ、というお話もございました。それをずっと平成15年から続けてくる中で、非常に事業費が膨らんできた。膨らんできた中で、じゃあ果たしてやっていけるのかということ平成19年度終わりから22年度にかけてシミュレーションした結果で、これじゃもう資金がショートするパンクするというようなことで知事にお話して、知事がじゃあ立ち止まろうということで今の状況になっています。それが1点。それとさっき工務がお話しましたが、Bさんが言われたように撤去の方が何故護岸の量が増えるんですかっていう説明がありましたけど、基本のご存知の通り、撤去するとダムの運転もなくなります。そうすると川の流れってというのはものすごく速くなります。当然今ダムが、今も、うちがやってるレベルのやつじゃなくて川底の方が、流れが速くなりまして、そこが侵食される恐れが強いということ今度PTは検証しました。だからその部分は、前検証してなかった部分は当然やるべきだというのが1点、それと先ほど彼が言いましたように、工法としてはただ原形復旧じゃなくてやはり環境的にもいい、見かけも景観上おかしくないようなやり方、それから構造的にもやはり簡易な原形復旧じゃなくて強くておかないと将来はやばいんじゃないかということで、その2点から、費用、護岸の費用は増えています。そこは多分説明する時さ一っと説明したから分かられにくかったと思いますけど、私はそういう風に考えていますので、そこはもしBさんがあれなら詳しく一から誰か説明させますので。

(中園課長)

はい。

(E氏)

あの、球磨川漁協の「E」です。上野局長、今のは間違ってます。

(上野局長)

どの部分が。

(E氏)

撤去したらね、護岸が、水流が水流速くなって、ね、護岸が崩れやすい、そんなことじゃないでしょう。

(上野局長)

護岸じゃなくて底流部。

(E氏)

ああ、ごめんなさい、そうかもしれない。元に戻るだけじゃないですか。何言ってるんですか。

(会場)

撤去費が。

(上野局長)

いや、元によりほっといたら。

(E氏)

昔に戻るだけですよ。

(上野局長)

いや、戻るんだけど、ほっといたら、その底流部に強い水が流れるから抜いてとる、だからその場合壊れるかもしれないからそこも補修しておくんだというのが撤去した場合の状況です。

(E氏)

それは分かりますよ。でも昔に戻るということが私達の願いでしょ。それから、ちょっと待って、こっちが先にいきます。

(中園課長)

ちょっと待ってください、まだEさんがまだ発言の途中ですから。

(E氏)

ちょっと静かにしとって。漁協から、漁協の同意についてお話をしたいと思えます。50年前の水利権の許可を得る時、漁協の同意を得られたと思うんですね。その時はどのような内容になっていたか、それをまず聞きたいと思えます。それで平成15年の更新時の申請書の添付書、これは、国交九整14水9第15もありますね。平成15年の3月26日に国交省、整備局が出してるんです。で、漁協の同意について、建設時に補償契約を締結して水利使用を行っており、今回は工作物の変更はないと、水利使用の継続であるから問題ない、こういう風

に書いてありますね。これは 6 ページの 2 です。ここにある締結した補償契約というのは水利使用に関する補償もあります。それを永久的に認めた同意書になっているということなのか、漁業補償は漁場の喪失とか工事中に発生する影響に対する補償である、水利使用に関するものとは全く別のものであると思うが、法的にはどのようになっているか教えてください。それが 1 つ。50 年前は許可を出すのは国ではなくて熊本県知事だったと聞いております。要するに県が県に対して申請し、また許可を出したんだと思う。50 年前に漁協は球磨川の流水の使用に関して永久的に同意をしたとは思えない。従って 50 年前の同意とは何に対する同意で、何年間の流水の利用に対する同意だったのか、お答え頂きたい。更に企業局の言う今回の工作物の変更はなしということからすると、工作物の変更がある時は当然漁業補償が必要になってくる。しかし河川法でいう流水の使用に関する同意とは別のものと思われる、思われますが、50 年前に同意をした時に漁協は永久的に流水の使用に関しても永久的に同意をしているのか、更に漁協の同意が必要かどうかについて企業局は国交省の判断によると説明しています。国交省のホームページで水利権のことを調べてみますと同意を得ることが望ましいとあります。また前回県が出した申請書には漁協の同意について建設時に補償契約をして水利使用を行っており、今回は工作物の変更はなく、水利使用の継続があるから問題ない、先ほど申し上げました通り、以後繰り返します。こういう風には書いたら、これを見ますとね、国交省は取った方がいい、同意書を取った方がいいとあるのに、問題ないと書いてあるから、どうなるかという、国交省は許可をせざるをえないわけ、よろしいですか。前回は 7 年後に撤去するとあったから、私達は問題にしなかったんです。今回は球磨川漁協も八代漁協も猛反対をしているわけです。もし申請することになったら、企業局は今度の申請書には球磨川漁協の、海面漁協の大反対で同意は取れませんでしたと事実を書いて頂けますか。よろしいでしょうか。もしこの事実を書かなかったとすれば虚偽の報告をしたこととなります。そうしますと、後日このことが発覚した場合は恐らく企業局の存亡の危機にいたっていくと思います。これ我々は当然最大問題に持っていくことを覚悟しています。そうなった時の企業局の存在というのは大変厳しいものになるということですので、私は申し上げておきたいと思っております。そのことについて、今まで申し上げたこと、回答をお願いしたい。

(榎田補佐)

総務経営課の榎田と申します。先ほどの当初の契約書のことをございますけれども、この契約書の中におきましては、何年までっていう風な表記はしてありません。で、この中におきましては、今回のこの補償は漁獲に影響を及ぼす

変更がない限り乙に対し漁業による損害については補償その他何らの要求もせず、また甲の組合個人からも何らの要求もさせないものとするという風な表現なんです。この影響を及ぼさない変更というところでこれまでの考えが今おっしゃったような永久ということには多分ならないんでしょうけれども、少なくともコンクリート物、工作物としての耐用年数関係でいきますと、一応 100 年くらいあるという風な表現がされています。ですから、これが当時は 50 年で更新にされておりますので、まず第 1 回の更新はこのままの状態でのこの契約書が生きるということを前提として進めておられたものと思います。工作物の変更という点でいきますと、工務課長が説明しましたようにダム本体に、継続するっていうことになりましたら穴を 2 箇所でしたかね。そういったことで工作物に、何かの手を加えるということがその後の漁獲状況に影響を与えるっていうことになった場合においては、改めての協議というのが発生するかと思います。

(E氏)

今回の場合は漁獲高に変更はないんでしょうか。

(榎田補佐)

漁獲高に変更がないということの断定は出来かねますけど、現状においてダムが存続するってことでありましたら、ほぼ現状どおりで推移するんじゃないかなと思います。

(E氏)

この 14 号の 6 ページによりますとね、6 ページの 2 によりますと、荒瀬ダム調整池上流端から藤本発電所放水口までの間には球磨川漁業協同組合に内共第 6 号より第 1 種及び第 5 種の漁業権の設定がされているが、建設時に補償契約を締結して水利使用を行っており、今回は工作物の変更はなく水利使用の継続であることから問題はないとこういう風になってますよね。しかし今回は、存続をするということだから問題はないとされるんですか。それにしても予算が全然違ったものになってきてますけども、それでも変更はないんでしょうか。

(福原課長)

お答えいたします。水利使用には変更はないと考えております。で、工作物にも変更はございませんので、そのように考えているところです。

(E氏)

そういうことでよろしいんですか。

(福原課長)

はい。

(E氏)

本当によろしいんですね。これ証拠になりますよ。

(福原課長)

現段階ではそのように考えております。

(上野局長)

Eさん、Eさんが言われたその、**50**年前、新規の漁業権、漁業権があったから新規に作ってくれ、当然漁協、球磨川漁協さんの同意を取ってますよね。

(E氏)

はい。

(上野局長)

それが、その後例えば漁業権というのは**30**年が当時から期間だったから**30**年で切れます。その時にはそれは漁業協同組合から同意書というか、取ってない。それは河川法上新規のときはいるんだけど、何も変更させない、さっき彼が言いましたけど水利使用に全然影響がない、工作物も触らないということになると、私達の考えですよ、そういう国交省の裁定どう考えられるか知りませんが、要するに単純更新だから漁協さんの同意書自体は法律上では要らないと思っている。ただ現実には、おっしゃったように色々問題がありますからそういう利害関係者、利害関係者とは話しをして問題ないようにしてくださいということで話しをされて多分**30**年きた時点でやってると思います。で、今回の件についてじゃあ、球磨川漁協さんが了解されない時、了解したということで国交省出すのかということ、そういうことはしません。それはもうはつきり球磨川漁協さんをお願いに行って説明して、それでもやはりここの総代代表の結論と同じように無理だと言われるなら、漁協さんとは色々接触したいんですけど結局了解を得られませんでしたということで、当然そういう事実を添えて国交省には申請する形になると思います。存続するとしたらですよ。

(E氏)

当然です。

(上野局長)

それは当然です。だからそういう虚為のことを言って申請を出すことはそれはしません。そういうことをすることは誰がみてもおかしいことですから。

(E氏)

はい。それを確認しときたい。それとこれは海面漁協に対しても同じようなことされますか。

(上野局長)

海面漁協についてはですね、ご存知の通り新規の時の多分同意はやはりとってないと思いますけど、海面漁協に対する影響もありますので、当然球磨川漁協さんにする説明と同じくお願いには行って、そしてご理解を得る努力はすると思ってます。ただそれについて、今おっしゃったように球磨内水面の漁協さんと同じくそれはだめだとお答えされるなら、当然八代の河川事務所についてはこういうお話したけど理解は得られませんでしたということで当然お話しします。

(E氏)

当然海面漁協というのは球磨川が唯一の清流を流下する場所ですから、この不知火海ですね。当然影響は大きいわけですから、この了解は同意は取らざるを得ないだろうという風に考えます。従いまして、海面漁協も内水面漁協も猛反対をしているのに、同意が取れなければ国交省がじゃあそれでもよろしいですよと言うんですか。撤去しなくていい、存続してくださいと言うんですか。お答え頂きたい。

(福原課長)

私達は球磨川の漁協さん、それから八代海の漁協さんにご理解頂けるように努力を続けてまいりますし、その判断につきましては国交省さんがされることと思います。

(中園課長)

はい、では他にございませんでしょうか。

(会場)



はい。

(中園課長)

はい、右側の列の、今手を挙げておられる。

(F氏)

私はちょうど2週間前、6日の日に県庁で漁業者の不知火海沿岸の漁業者のまた、有明海を含めた中でのダム撤去に対する決起大会をした、実行委員長を務めて実質的な、前面に立って動いた一人として、今日、是非発言させて頂きたい。ご案内がありましたので今日来ましたが。2回目の時も私来て、最後に言いたかったんですけど、我々海面漁業者自体の意思が統一してない中で、いろいろ私も話しをしてもいけないと思いながら遠慮して前回は話をいたしませんでした。私も初めてここに来てこういう話しをして、皆さん方がずっと言われたことをまた重複する部分が少しばかりあると思いますけど、私はあの県庁の前で数百名出て行って、前知事の潮谷知事が22年4月から撤去すると。良かったなという思いの中で、我々漁業者自体が、本当にこう安心といいますか、明るい展望が開いたような形でおりました。そしてその変わったのと同時に、先ほど女性の方が言いましたけど、蒲島知事と変わったと同時に、県の本当に決定事項、撤去に関する事項に対して、あなた達が恐らく潮谷知事がその結論を出す前に色んな審議、討議、また数字を含めた中で撤去を恐らく表明されたと思うんですけど。これを私見てびっくりしたんですけど、八代海の再生については2行しか謳ってありません。これを持ち帰ってですね、また漁業団体総づくめで色んな行動を多分起こすような形になると思います。ここの内容を見た時にですね、もう撤去、撤去ということを前提だから川の外はどうの、ヘドロは浚渫がどうの、当たり前なんですよ、するのが。そして私から言わせれば撤去をする、しないという前提に両方立った時に、まあ継続をするということになれば、継続をするような形の数字を出して撤去したらいけないというようなことを書いて、恐らくこれは官僚の常套手段ですもんね。そういった数字的な議論をしても、本質的にこれを続けていくという気持ちが根底にある中では、どれだけ議論をしても平行線のままという形になると思います。まず、企業局長、知事にはですね、撤去をすると言われた時には、局長はその時いませんでしたか。それをお尋ねします。

(上野局長)

11月6日にFさん、実行委員長ということで、ちょっと知事も不在だったんで私が漁連の皆さんとお会いしました。それで、前から言いますと、その内容

については知事にはちゃんと陳述書と一緒にあげしております。そこをまずご説明して、その平成14年当時のこと申し上げます。私は平成14年当時、16、17は川辺川の関係で地域振興にいましたけど、14、15は企業局にいました。この時、潮谷知事と当時の黒田副知事で、総務省に帰っていますけど、この2人がNo. 1、No. 2でおりました。それから局長代理で私がいたわけです。それからもう退職しておりますけど、課長達がおりました。こういう中でこの荒瀬ダムの問題については、坂本村で当時のこと申し上げますと、県としては存続したいということで説明会を開かせて頂きました。1回目も存続したいということで説明してそれについて色々ご意見頂いて、じゃあ2回目は改善策持ってきますということで2回目もやりました。それもあくまで存続という前提でご説明したけど、了解頂けなかったと。それを受けて、部内では色々会議いたしました。そういう段階の中でBさん達がご存知のように、Aさんもお存知だと思いますけど、坂本村の村議会の方が、地元の住民の思いを受けて元に戻してくださいという意見書を出されたんです。それは潮谷知事と私と受けました。それは全国版のニュースでも流れました。で、そういう流れの中で、非常に前知事は悩ましい問題だからというのでずっと悩んでいました。そしてそういう過程の中でご存知かもしれませんが、県議会の最大会派でございます自民党さんも党として撤去、地元の思いを受けてその撤去すべきだという提言をされたんです。そういうのを踏まえて、前知事は知事の責任で例えばその一つの根拠ということじゃなくて、色々な継続した場合の難しさ、それから地元の方の思い、それから坂本村議会の意見書、それから県議会多数のそういう提言、そういうのを踏まえると総合的に判断してこれはもう撤去せざるを得ないのかなと判断をした。ただ、撤去する上では当時でも費用が足りませんでした。当時ここで申し上げますと45億しか内部留保金でございなかったので、当時の荒い試算でも60億はかかるだろうとしていましたので、じゃあそれをまかなうだけの費用が出来るまで7年間は継続をさせてほしいということで、さっきEさんが言われましたけど漁協さんにもお話して、継続して撤去の結論を出してずっとやってきたのが平成19年度までです。そういう状況になっています。で、私が係わっていたのは間違いございません。今回もそういう形で係わってますし、ちょっと誤解が、さっき申し上げましたけど、誤解があつてるのは、単純に状況が全然変わってないのに全くころっと態度を変えた、そういうことじゃない。あくまで14年当時の状況に従って先生方にもお願いしてずっと詳しく検討して頂いて、撤去の方法を進めてきた。先ほど言いましたようにその中で予定外に、その丁寧な工事の為に費用がかさんできて、このままじゃさっき最初総務課長が言いましたけど、一般会計から資金を持ってこないと、とても貯めている、今53億貯まっていますけど、これじゃもうカバーしきれないと、そういうこ

とで知事は 1 回立ち止まってじゃあ皆さんとまた議論すると、例えば継続の方向で再検討したいという、であったのが 6 月 4 日なんです。だからそこは、若干説明不足の点がありますので、全くいい加減と、自分勝手にやったというお話がありますし、そういうご不満は確かに私も分かりますけど、そこはちゃんとご説明して今後知事が判断する時のですね、皆さん方の意見の元になるようなところにはしておかなければいかんと思っています。

(会場)

そら、企業局を守る為の（・・・・）。

(F氏)

企業局長に我々漁業団体の要望書を出す、手渡す前に本漁協の組合長は発言をされました。ご記憶と思いますけど。私はその時に委員長として今広場に漁民が一杯きてるけど、蒲島知事誕生の為に一生懸命支持をされた人達ばかりです。その時に天草に知事が、今の知事がおいでになって水産振興に対しては必ず期待に沿うように一生懸命がんばりますと。それともう一つですね、これが私一番知事を、選ぶ一つの材料が、もう学歴はもちろんご存知ですけど、皆さんも。ただ霞ヶ関に生徒が 2 千人、3 千人近くおると。先生である私が生徒に言えば、熊本の為に必ず力、財産になると。だから財政的な部分の立て直しも含めて、熊本県の為に頑張りますからお願いしますということで、マニフェストにもうたっているとおりなんですよ。それは知事には伝えていただけましたか。

(上野局長)

この前確かに、Fさんおっしゃいました。それについては、知事も十分理解しまして、知事も現実に、経済産業省とか、国土交通省さんにできるだけ県も苦しい状況だから、色んな手助けができんかという要請をしています。これは前潮谷知事もご存知の通り、潮谷知事は非常に環境に思いが深かったから、そういう意味で県が苦しい中ではやっぱり金が足りないからどうにかならないかなと色んなお願いをしてきました。前知事の時代も国の基本的な考え方は、やっぱり政策的なものがありますから、熊本県の球磨川だけ、荒瀬ダムだけ特別な対応は出来ないというお答えをいただきました。現蒲島知事も一生懸命がんばって国土交通省と経済産業省、こちらにお願いしております。政治家の方達と会っても多分色々言っていると思いますけれども、ただ国の方針としては、わかりましたすぐやりますとはいくらその教え子がいっぱいいても、できないのが現状です。ただ若干は、手助けしてもらおうような方向で今話し合いを進んでいます。ただそれは、例えば存続、撤去の額に非常に大きな影響がでる

ような金額かというところではございません。ただそういうような努力をしているというのはご理解いただきたいと思っております。

(F氏)

これを存続する中で、色んな経費が嵩む。じゃあそれを壊さずにそのまま流すだけ、私達は海面漁業の人たちは、砂をどうのこうのじゃなくて、砂は流せば流れていくのは当たり前なんです。生きた水、綺麗な水を流してくれというお願いなんです。そこで、どういうような形をとっていかれるものかということで、漁民の方、じっとしとったわけですよ。そうすると今度のこういうような結果だから、もう立ち上がらなければどうしようもないという意味でああいう行動をとりました。それで、私が一人で話してもいかんから、私はこの2行しか八代海の施策に対しては書いてないと、これを漁民に明日行って発表します。どういう形になるか、これ私心配になってきました。そこらへんを、もう少しやはり不知火海、何万人とおるわけですよ、漁業している人達、そういった人達の費用対効果を含めて、色んな観点から精査をして、もう少し漁民に優しい、説明の仕方、心の通うような書類を作っただけなければ、我々漁民自体は納得できないということでございますので、それと恐らく、こんど会議をしたときには、我々が、素人が色んな話をして一緒だから、やっぱり公開質問状的な部分で、色んな問題点を指摘しながら、次には行動を起こしますので、その点はもうここで私が話をすることは了解をとってきておりますので、是非結論は撤去に向けた、また撤去できなければ、そのまま流してください。それならば漁民の方は納得されると思っておりますので、簡単でいいですから、私が今言ったようなことに対しての答えを少しばかりいただければと思っております。よろしく申し上げます。

(福原課長)

今、お話されました砂の事、それから生きた水の事、これはダムによる影響というのは本当に分からない部分でございます。しかしながら私どもは、できるだけのことをやっていきたいという風に思っているところでございます。

(上野局長)

Fさん、今Fさんが言われた点につきましては、記録をしっかりとっておりますので、知事には今おっしゃった、例えば2行しかない、それからこれならば行動とらざるをえないだろうとかそういう話についてはきちっと知事に伝えますので。今日おっしゃった内容、主旨、漁連の実行委員長という形で言われたのはちゃんと伝えます。

(中園課長)

前から 3 列目の方。

(G氏)

私も度々発言しております。実は、先だって知事が来られました時に私は最初に質問しました。あなたはここら辺りが水害地、水害を負っていることを知っていますかと。ね、そしたら何となく知っていると、普通、心あればですね、やはり水害、何十年もこう続いていた人の前で発言する時はよほど注意して発言してもらいたいと私は思いました。私はその時には追求しませんでしたけれども。私は帰りに握手しました。でも何となくそういう気持ちは無かったかなとこう思っております。今ここに壇上に 14,5 名幹部の方がいらっしゃいますけれども、じゃあ存続した場合に、じゃあ我々の毎年こう水害に対する恐怖心、また土地とかそういうのが浸水していますけれども、どういう風になさるのか、今さっきこう説明されましたけれども、本当にそれはもうほんのちょっとです。私達の水害者の事を思って対策をとられている、そういう風には思えません、いまだかつて。だからそういうのを、やはりこの席でピシッと説明されなきゃ、私達水害者にとっては、またこれ 100 年も 200 年もそういう後輩達が思いをしなきゃいけないのか。どうです皆さん、本当に心にそういう気持ちがあれば撤去せざるをえないんじゃないですか。どうですか。私は、やはり 50 年以上の区切りをつけて撤去しますということが地区の住民にとって非常にうれしい、そういうことを申しあげました。でも何となくまたここへ来て話を聞いてみると、撤去しないようなそういう話にこういっちゃうわけですね。例えば PT の設置についても、あれが設置されたおかげで 20 億円増額しております。なんですかこれは。私達の、例えば水害者に対する補償は今までなされてきてますよ。でも補償すれば良い、そういう感覚では駄目ですよ。あれはどうするこうするといわれても我々には納得できないんですよ。だから、やはり水害者の気持ちを持ったところで区切りをつけてくださいよ。どうですか。ね、それが本当の皆さんの、局の心にやはり残るものと思いますよ。撤去したほうが。お金は費用が出てましたけれども、お金というのは自分達でやはり工夫して作らなきゃ駄目なんですよ。さっき(・・・)の方が 7 年も我慢したと。当たり前の話なんですよ。足りないからね、そうやったんでしょ。今までの企業努力が足りないんですよ。やるんだったら、別の感覚でやってください。やはり、そういう企業努力をしないで私達はこうやってますというそういう努力を見せないでね、やられたんじゃない私達はたまったもんじゃありません。いいですか、もう少し深く、局長いいですか、やはりあなたもこの地域の人ですから分かると思います。も

うやはり私達は我慢できないんですよ。だからそこらあたりをね、やはりしっかり私は今日はこの 1 点につきると思います。水害者の気持ちを汲んでください。お願いします。

(上野局長)

9月5日に中津道に行ってですね、その時は知事じゃなくて私が行きました。そしてGさんもそうだし、年配の出来る前からのじいちゃんの話も聞いた、Hさんの奥さんの話も聞きました、それから保育園の先生の非常に悲痛な声を、ああいうのを私はその場で聞いてやっばこういう状況はですね、知事にも聞いてもらわんといかんということで、皆さん方のご要望を受けて知事に是非、県知事に言って中津道地区はダムよりも上流で被害に遭っているから、その人たちの何十年の思いを聞いてくださいということで、知事もそれはやっばり行かなきゃいかんということで行きました。ただ、知事は飄々としているもんだからGさんからみると何か真剣に聞こえとらんというあれはあったかもしれないけど、現実には私が言ったときには、それはやっばり行く必要があるってやっばり行って皆さんと話をしてみらなんといかんという風に言ってましたので、そこはちょっと理解をしてやってください。それから対策については先ほど説明しましたけれどもまだちょっと不足分があるかもしれないから、もうちょっと詳しく説明させます。Gさんもう一回説明させます。

(会場)

もう説明はよかよ。

(中園課長)

はいじゃあ次の方。女性の方。

(Iさん)

美しい球磨川を守る市民の会の「I」と申します。知事は中津道に行くべきだといってらっしゃったということですが、八代で3回の説明会に一度もいらしてないのはどういうことでしょうか。企業局の方しかおられないんですけども、もはや企業局を相手にものを言ってもしょうがないという気持ちがしてきました。ダムが計画されて建設されてから半世紀ダムの寿命というのはわかってたはずなのに、結局企業局はそれに何の対応することもなくただ発電の為に川を占有して、その為の深刻さとか住民の生活というものの配慮なしに経営してきた結果のつけをですね、そういう住民軽視な事業経営のつけを電気料金で後始末してもらいますという話を私たちは聞かされているんですけども、

そういうことを私達は言いに来ているんじゃないんです。知事は6月に荒瀬ダムはクリーンエネルギーであるとか、せつかく一億円稼ぐとか半世紀自然になじんでいるから撤去したら生態系が心配だとか色々言ってましたけれども、この間6ヶ月勉強して坂本で知事はこう言いました。撤去が一番、お金さえあれば私はさっと撤去したいと。知事は今ダムがどれだけ住民を苦しめてきたか分かってるんです。問題は財政だけです。知事はよく県民の総幸福量の追求という言葉の口をさがしますが、知事は今ダムを撤去したら住民の苦しみを取り除くことができるかと分かっている。それを一面的な財政の問題でまだ住民にこの苦しみを我慢せよというのは県民の幸福量の追求とは違います。県知事の仕事はお金がないからあの地域の人たちが苦しんでるけど仕方が無いということではなくて、どうにか無駄な事業、色んな事業を見直して例えば水害被害がなかったとされる路木ダムとかああいう無駄な事業をやめてでもお金を作ることが知事の仕事だと思います。これを必ず知事に伝えていただきたいと思って発言しました。

(中園課長)

はい、お答えいたします。まあ1点目の今日で八代市で3回目の話し合いで、説明会でございますけれども、この知事には1回目、2回目につきましても話し合いの内容につきましてはぴしっと報告いたしております。出席につきましてもなかなか日程が合わなかったという点もそれは1つございます。

(会場)

合わせてすればよかたい。

(中園課長)

はい、たずねられた発言につきましては、その他の総幸福量も含めて知事にまたお伝えしますので、よろしいでしょうか。

(会場)

待ってます。

(中園課長)

はい、じゃほかに。

(J氏)

中津道でも発言させていただいてですね、あの時5分以内でしてくれという

ことだったものですから早口でしゃべりました。多分伝わってなかったんじゃないかなと思いますので、今日はゆっくり話させて頂きます。プロジェクトチームが出された報告書、インターネットで**69** ページ、みんな出しました。ここにあります。この中で実は私たちのその一番の被害者である中津道地区に対しての記述、その中で私は非常に憤慨している部分があります。実は私どもは今嵩上げ工事がされております。その水位設定について私どもは疑問を持って、企業局に色んな質問をしてきております。あなたたちの姿勢は国があれだけの工事をしようという真剣になっている時代に、ハイウォーターレベルも知らずになんであんな高さを設置したんですか。今度の分についてはその部分については国に投げやってるじゃないですか。私たちはね、水害に遭いたくないから恒久的な対策を私たちは要求したはずなんですよ。そして、あなたたちの**69** ページの中に**44** ページに堆砂の除去をして荒瀬ダム設計洪水位以下にする、そしていて、その対策は暫定の対策です。ましてやその**57** 年の水位+**5cm** になんてのも、暫定やとか、誰が暫定の処置をしてくれと言いましたか。私たちはここにダムがあるから、私たちの生活は崩れてるんですよというのを**50** 年間言ってきたんですよ。ね、そして県の財政が苦しいから、私たちも苦しんで**500** 万出しとる、この前の中津道で言ったとおり、そのことはどうして面倒見らずに我がことばかりいいなはるとですか。私たちは個人で**500** 万ですばいた。**20** 億か**80** 億かなんかしらんけど、県民全体で負担するなら幾らになるとな。**1** 軒で**500** 万も負担させてな、転居までさせといてなんかこの仕草は。あんたたちがいくらね、こうしますああしますと言っても私たちの目については、まああなたたちはね、先輩たちが嘘をついたことの上塗り、上塗りしてきとる。あんたたちも苦しかというのは私たちもわかる、間違いは間違いとして正さんですか。

(会場)

そうだそうだ。

(J氏)

ダム設計洪水位になるという話も私はね、指摘したときにあなたたちはダム設計洪水位のことを私に言ってるね。設計の何かのことも質問したのに計算式を間違えておりましたので、これから**5,800** tと今まで発表したことを**6,550** tになりますのでって。計算間違えたところで色んな施策をしてきとって何で見直しをしなければらんと。変でしょ。今まで私はどうせなら今まで**5,800** tの時のダム設計洪水位内に私たちの家はありましたよ、その施策が抜けておりますよと私はずっと言ってきた。今度初めてのPT報告の中でも現在の**6,550**tの段階、



ハイウォーターレベルやダム設計洪水位、いっしょじゃないといけないんじゃないですか。あなたたちがこの書類を作って何か申請した後に、おそらく国はちょっと間違ってますねって、多分攻撃が私はくると思います。私たちの時は色んな点で私も国とケンカしました。だけど熊本県企業局のこの姿勢は国の姿勢とはやっぱり違いますね、この前知事が来られたときに、私はこの知事がちょっと色んな勉強をされてやっぱり学者だなと思いました。知事も政治家も変わってもらわないといかんと思いますけれども、一番変わっていただかなければいけないのは、私は熊本県企業局だと思います。意味が分かってない。どうぞお帰りください。きれいにしてお帰りください。終わります。

(榎田補佐)

先ほどの、暫定的という風な表現がなされているということなんですけども、先ほどのハイウォーターレベルという言葉もでましたけれども、われわれ企業局が考えております水対策のことについては、基本的には球磨川の河川対策を、本格的な対策をされるのは直轄河川でございますので、国がという風に認識しております。ただ、ダム調整池内につきましては当面我々の方で管理すべき範囲というものについてはそれなりの対応をしていく、これはご存知のように宅地等水防災事業というものを国がやっておりますけれども、本来的にはそちらの方の事業で球磨川水域に多分、四十数箇所設定されておりますけれども、そういう事業の流れの中で一体としてやっていただくべきものと思っております。ただ、それを待っているばかりではどうしようもないという事情もございますので、我々の方としましては昭和 57 年の水位がほぼ設計洪水量的なものになりますので、それ対応としての嵩上げということと、表現的には道の嵩上げもそうですけど、我々のダム管理対策上としての事業をやりたいということにしていることとございます。

(J氏)

榎田さんちょっといいですか。旧坂本村の村会議員であられた（・・・）さん、この方はこの私たちの良き相談相手だった、亡くなりましたけどね。あなたたちのそういう嵩上げのどうのこうのという話をするとき、村会議員でした。その時に宅地等水防災事業を導入してやったらどうだろうという話を私はあなた方の先輩の前でしたとおっしゃった、私に。その時はあなたたちの頭には全然無かったと言ってるよ。言って亡くなっている。だから今ねこれからそのそういう風に私たちも努力するという話は、さっき言ったように無いに等しいです。今まで、しましよしましよと言ったことが実現したことがない。で、この前ね、一応そういうことです。あなたたちの先輩は念頭に無かったと

ということです。そういう事業があるってことも。私たちがその事に気づいた後に、あなたたちはハイウォーターレベルすら知らないとか何とかと言ってすつとぼけたじゃないですか。この前あなた、私の目の前で私の里のいわゆる昔の屋敷の中に砂がいっぱいきてるのを、Jさんこの砂は球磨川が持ってきた砂だけん球磨川に戻すとよかですよと言ったでしょ。よかっだろうと私は建設省に聞きに行きました。建設省は頭ひねられた。ちょっと検討させてください。後で聞きに行ったら入れてもらおうと困ると、あなたは私をね、河川法違反で捕まらせようと思ったから犯罪にしようと思ったんな。いいかげんな話をしなすな、あなたたちは。

(榎田補佐)

まず、宅防の話からですけれども、宅防につきましては地元の方には多分私も実際携わってるわけではございませんでしたけれども、資料によりますと確か昭和62年頃にスタートしておりますけれども、一度地元の方に建設省の方から、当時の宅地等水防災事業を中津道地区、西鎌瀬地区には候補として、一度上げたことがあったようになっております。その際にまとまらなかったという経緯もあるように聞いておりますので、全くそこに無視されてきたということではございませんし、私もこの前建設省の方に国土交通省の方に、河川局の方に行きましてですね、今後の宅防の順位とかそういった中で計画があるでしょうからというような話をしておりますが、今のところ来年度までの事業しか考えていないということで、その先の事についてまだ決めておりませんということでしたけれども、そういうお願いはしております。2番目の砂がたまっただけからどうぞ返してくださいという質問ですけれども、それまでの、私が言ったことと、Jさんが記憶されていること、これにはお互い記憶違い、表現のですよ、表現の記憶違いというのはですね、あなたが言ったからといってそれが正解、その通りでしたということにはなかったかと思えます。あの、これも何回となく、こんな風にして溜まって5,60cm以上砂があるけれども、川からきたっただけん、川に流してよければいいんだろうけどもっておっしゃられましたので、そうすることができればいいですけどねって、ただこれは聞いてみないとわからない、煩雑な話ですから私どもがしていいですよ、どうぞどうぞということじゃなくてですね、きちんと伝わらなかったかもしれませんが、いいというようなことではない。

(上野局長)

次の質問に行きましょう。

(J氏)

土砂の排出については、私は前から局長に言っているように川の中の品物に金かけるんだったらね、個人の土地にひとつ土砂ぐらい責任とってね、取って帰ってほしい。幾らもかからんのだから。そうせんと、今まで所謂これから先も、仮によ、仮に撤去、撤去になればみんなで一緒に片付けてほしい、もし使うという結論がね、出たとするならば、使うことによって水防災事業が適用されるかされんかわからんけど、それまでに私のところに砂が来ているということで、有効利用ができないんですよ。そういうことも含めてね、**28**日に今年の方について今年の**6月27日**分についてお話に来ますというご案内をいただいているというの、そういうことも考えてみてください。誰も好き好んでね、砂を置いとるんじゃないんです。荒地にしたんじゃないんです。したってあなたたちは責任を問わないから、したってまたくたびれ損じややない、だからあのようになつとる。今の状態を見て㎡あたり**150**円、**200**円ですよという話じゃ通らない、これは**17年18年**も私はそれをずっと要求してきてる。だから、私のところだけは署名もしてない、土砂をとるのかとらないのか、その辺まで**28**日は局長、話が出来るようにして、よこしてくださいよ。是非そのことも話しましょうや。

(中園課長)

はい、それも含めて検討して参ります。

(K氏)

球磨川漁協の組合の「K」と言います。明日、蒲島知事に、総代会で決まった決議書をお渡しに行きます。知事の基本的な考えを局長はご存知なんでしょうかちょっとお答えください。河川法には水利権の事に関して、更新にあたっては関係漁民の同意が必要だという風に書いてあります。で知事のお考えはどうなんでしょうか。

(上野局長)

その今のおっしゃったのは河川法上、漁協の同意の是非についてその知事がどう考えているかということですか、それとも全体的なこと？

(K氏)

いや、関係漁民の同意が必要なんですよ。全員の、漁協じゃなくて。

(上野局長)

それは水協法の中で要するに漁業権は漁協本体にあるのか、漁民にあるのか色々問題になってますよね。学者さんの間でも。で、今までの流れとしては漁協さんの同意という形としまして、一人一人から同意をもらっているということは新規取得のときはありません。あくまで水産（・・・・）。

(K氏)

今言われたことは、私あえて反論しません。この場で時間がありません。

(上野局長)

ええ、それは私もですねどっちか正しいかというのは。一般論としては（・・・・）。

(K氏)

議論しません。

(上野局長)

わかりました。

(K氏)

その代わり関係漁民の同意が必要だということは、漁協の同意ですよ。今上野さんが言われた。

(上野局長)

だからそれは新規の時という条件をつけた。今回ってことじゃないですから。

(K氏)

だから漁民の同意が無くてもよろしいという立場なんですか。知事は。

(上野局長)

知事はですね、そこについてどう考えているかわかりません。そこまで正確に把握しているわけじゃないですけど、われわれ事務方としては先ほどEさんの質問にお答えしたとおり、新規で漁業権をとるときには当然漁協さんの同意が必要だと、今回は**30**年ごとにやってきたやつのその**14**年に**7**年ってありました。その**7**年が切れますよと。

(K氏)

同意をとることが難しいということなんですよね。

(上野局長)

そうです、そうです。要するに国土交通省さんにお願ひしますのでその時に漁協さんとやはり、もめないように話をしてくださいという話をされると思います。そして、ご説明に行つて、先ほどおっしゃいましたけど理解が得られなかったと言う時にじゃあ、出さないんですかというとなうじゃなく出します、ただその時は事実をきちつと云つて国土交通省さんにお願ひするという。

(K氏)

じゃあ同意は得なくてもいいという立場ですか。もう一回確認します。

(上野局長)

私のあくまで個人的な解釈ですよ。最終的には国土交通省さんが判断しますから、わかりませんが、私自身は今の新河川法の中で先ほど彼らが言いましたけれども工作物も何も扱わないで、ただ単純に更新する場合にはね、その場合は新規と違うから漁協さんの印鑑をいただいた同意というのは要らないんじゃないかと個人的には思つております。ただ、最終的には私が決めるわけじゃないから。

(K氏)

ですから同意を得ることが望ましいということですよ。

(上野局長)

そりゃその通りですよ。望ましい。

(K氏)

望ましいことをやらずにいいということなんですか。

(上野局長)

望ましいから努力したけど、いただかれなかったときには、事実をそのまま云つて国土交通省さんに許可申請をするという。

(K氏)

わかりました、時間がありませんからやめときます。

(中園課長)

じゃあ、真ん中の。

(L氏)

はい、美しい球磨川を守る市民の会の「L」です。1966年の通達のことについてです。先ほどから出てましたが、会場におられる方は、その内容を知られないと思うんですね。そこでちょっと読んでみます。荒瀬ダムと瀬戸石ダムは先ほど言われたとおり第2類です。堆砂によりその上流の河床が上昇したダムを又はその設置者が貯水池の敷地として権原を取得した土地の広さが十分でないダムで洪水時にその上流の水位が上昇することによって生ずる災害を防止するため貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処する必要があるものと。一番最初の所に、下記により措置するものとして持ってダムの適正な運営の確保を図ることと頭にこれがあります。これは九州地方建設局長と熊本県知事に各都道府県知事に宛てたものです。それで、企業局は先ほど言われましたように地元からの要望により2003年から水位を下げたと、1mくらい下げたんですかね、でもそれ66年から37年も経ってるんですよ。37年間、もし37年前からやっとなら、今にいて話題になっている論議になっているね、水害が起きなかったんじゃないですか。半分くらいに、もしあったとしても、もっと回数も規模も小さくて済んだんじゃないですか。そうでしょ。あなたたちは37年間無視してきたんですよ。国からの通達を。それでここで色んな理解を求める求める求ると言っ、言っても色んな説明されても信用できますか。

(福原課長)

ちょっとよろしいでしょうか。

(L氏)

はい。

(福原課長)

その件でございますけれども、2類のダムということで、先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、予備放流水位で洪水をむかえると、そのことで洪水を軽減するというダムに設定されております。それは間違いございません。そしてその通りに現実にはずっとやってきておりました。で、予備放流水位というのは、決まっている水位、そのレベルなんですけれども、これは国土交通省さんの方から30.4mということで、決まっておりました。で、それですと運営し

てきたのは間違いございません。しかしながらやはりそれでも足りない部分もあるということで、現在では**29m** 近くまで下げている状況でございます。

(L氏)

いや、あのね、ここには、この通達の中に頭の部分だけなんですけど、適正な運営の確保を図ることとあるんですね。そしたら水害が起きないように、予備放流水位をもっと下げなんいかんでしょう。そうでしょう。水害を起こさないための通達なんですよこれ。欠陥ダムって日本で**7**つ名指しされているんですよ。

(福原課長)

それにつきまして、そういうことでございますので、堆砂の除去を進めたり、**2003**年ですか、予備放流水位を見直したりと。

(L氏)

だから、**2003**年まで何で無視してきたの。

(福原課長)

その間にはですね、堆砂の影響がものすごくあるということでございまして、**50**年代からずっと堆砂の除去を進めてきた所でございます。

(L氏)

**2003**年からでしょ。堆砂の除去をその前にやりました？何回も？

(上野局長)

Lさん他の人も待っていますからある程度整理してくださいね。

(L氏)

あー。もういいか。

(中園課長)

時間も来ていますがあと**2**人。あと**2**人のかたよろしいでしょうか。

(会場)

みんなの言葉が知事に届くは今日しかなかつばい。

(中園課長)

あと2人ということですのでよろしいでしょうか。じゃあ、右側の列の黒い服の方。

(M氏)

私は一般参加者ですけども、今聞いていて、本当にこうおかしなことばかりだなと思ったんですね。まず、50年の反省をして改める人が改めたいとかいう話を聞いていたら、どっかの会社の社長さん達がみんな雁首さげてもう二度とこういうことはしませんと言ってるような光景を思い浮かべてですね、この前の警察庁の幹部の方が交通違反を犯すとか、全く同じような光景だと思いました。それは先ほど課長さんですかね、きれいな水と言われた時に、ダムときれいな水との関係はわからんという風におっしゃったことと結びつくんですね。非常にこうわかりづらかったのは環境問題、僕は環境問題ちょっと関心があったんで今日来たんですけど、色々、八代海への影響と対策とかそういった中で、地域への影響の、ちょっとメガネかけないと分からないんですが、不明とか、それから現在ある情報では判断できないとかその次のページにもありますよね。よくわからんと書いてあるのが、因果関係みたいなものでしょう。そういったものが良くわからんとだけでも、今の科学者の人達の研究からすればすぐ分かるようなことだと、これは素人目でもわかるんですよ。なんで学者さんを入れてこういう調査やらないのか、だからさっきから聞いてて本当に思ったのは、そのPTの中に環境課とか農林水産課とかそういった方が適宜必要があったら呼ぶみたいなことで書いてありますよね。だからやっぱそういった人たちがきちんと入って、学者さんもきちんとはいつてそういうことを検討しないとこの結論は出ないんですよ。

(福原課長)

話の途中ですけど、ちょっと1つだけよろしいでしょうか。私の方から1つ答えさせていただきます。

(M氏)

どうぞ。何か反対になってきた。

(福原課長)

ダムがあることによる影響というのは確かに認めているとこなんでございませんですけども、実際に球磨川には市房ダムから瀬戸石ダム、荒瀬ダムまた、遙拝堰とそういう堰、ダムがいくつもあります。そういう中で農業をやったりとか



畜産だったりとか、一般の生活だとかそういうもので河川は色んな影響を受けている。その中の一つが荒瀬ダムだろうとは思いますが。ですからその荒瀬ダムの、一つの荒瀬ダムだけの影響というものが、じゃあどれくらいあるかということになりますと、これを数量的に評価するのは難しいと。で私どもも色んな先生方にお尋ねしているところでございます。

(M氏)

そりゃ、あなたがね、難しいと思うことであってね、例えばね。どの先生。

(福原課長)

有明海、八代海再生に向けたそういう中で検討されてるところでございます。

(M氏)

PTの中に入れておられないでしょ。

(福原課長)

PTの中には入っておりませんが、その結果報告というのが平成18年度に出されておりましたそのあたりのデータが。

(M氏)

この為の調査を頼まれたんですか。例えば流域の家屋数がどのくらいあって、そこから1日何人その家の中に住んでいたらどれくらいの汚水とかそういった流すというのは簡単に計算できることなんです。そういったことをするような学者さんというのはちゃんといると思うんですよ。させれば。そういったのをさせないで、下流域への影響への程度は現段階では不明とかね、そういったことで、決めてるわけでしょ。だからそういう分からないことを前提としたダムの撤去とか存続とか、そういったことを今決めないでほしいということをお願いなんです。分からなければ分かるようにもっと的確な学者さんなんかを入れてこういうデータをきちんと出して、それから漁獲量とかそのどのくらいの金額が損害があるのかとかそういったのも。僕は第一回目の時に来ただけで後は来ていないんで分からないんですが、その後出されたかもしれませんが、どのくらいの損害があるのかね。1年間にどのくらいその漁業者の損害があるのか、ダムのおかげで。あるいはダムが撤去されたらどうなるのか、そういったのを精査しないとわからないということをやったでしょ。だったらそういうのをちゃんと精査して、それで撤去なのか存続なのかという話をせんといかんわけですよ。だから12月にね、こういったのをする

のはまだ全然その前の入り口の段階です。それともう 1 つ、今いっぱい色々な方が理解を求めるようなことをおっしゃった、ご意見をいっぱい言われた。ところが、そこに座っておられる皆さんは自分の方の意見を理解してほしいという。存続に向けての事を理解してほしいということだけでしょ。最初の説明、局長さんの挨拶とか 1 回目の時でも皆さんの意見を十分聞いて行きたいと、おっしゃってるんです。だったら皆さんの意見を十分聞いたらね、存続っていう結論はありえないんです。ところがどの場に来ても存続について理解してほしい、さっきの水利権の問題でも一緒ですよ。今行政がするときには地元関係者の同意が必要だというのは前提なんです。法律上はそれはないかもしれんけど、どこの行政もそれはやっていますよ。関係者の同意を得て色々なことを提案しますよ。ところがね局長さんおっしゃった、同意を得なくても出すといわれたでしょ。そんなおかしいことを今行政はやらないですよ。やってはいけないですよ。だからこれは県知事がやりますよ、やりませんよという判断じゃなくて、もうこれだけ意見を聞いて球磨川漁協なり八代漁協なり同意が得られない、そしたらこの事業はストップせざる得ないという判断をするのが企業局の皆さん方の立場なんです。僕は本当に色々、川辺川ダムにも関わってません、一般で来ています。本当に今聞いていて、この前も聞いていて本当におかしいなと思うもん。何で熊本県の企業局ってこんな行政なのか、おかしいですよ。もっともっと意見を聞いたら、その意見に沿ってどうか考える。だから相反した意見もありました、水がめが足らんとか。だからそういうのはどういう風に解決するのか、そういったことをきちんと話をしてそして理解を求めていく。理解がもとめられなくて、どうしても駄目だったらそれはこの事業はストップなんです。そこぐらいちゃんと考えてほしいなあとと思う。だからさっき一番最初に言った、みんな頭下げて今後そういう事にならないようにしたいということにつながっていくんですよ。そしてそのそういう基本的なところで課長さんのおっしゃった、荒瀬ダムと水と綺麗な水との関係は分からないと言われた。だって球磨川はずっと車で行ったらすぐ分かるでしょ。水が綺麗かどうか、ダムの上とダムの下と、大雨が降ったときと、それから 2,3 日後の川の水と、すぐに分かるでしょ。そういったことを全然わからないという、関係がわからないという、その発想からこういう問題が出てきているんじゃないですか。そういう方々がこういう事業を進めるから間違うんですよ。もっとね、皆さん方の意見をきちんと聞いてそして理解をして帰っていただきたい。それらがいっぱい調査をしてデータを取って、色々な学者さんを集めてこれだけの大事業だし、これだけ環境に影響するような問題だから、単純にただお金の問題だけで考えるもんじゃないんですよ。最初女の方が言われましたね、1万2千円返したいって。僕も返しますよ、ダムを撤去します言うんだったら。それから県の交付

金が上がって62億くるでしょ。1兆円の中で、そこから出しゃ済むことですよ。新たに来るんですから。ただね、もちよっと皆さん方はもっとうこういう不正確なことを書いてそれでもって結論をつけるということじゃなくて、もっと正確性をだしてほしい。一番最初、A村長が言われたように何億何億と言われても僕らは分からないんですよ。毎日何百円か何千円かの計算で生活してますから、いっぺんに5億増えました10億増えました。大体どの機械がどのくらいあってそれが幾らになりましたとかね、これが15,000円だったのが17,000円になりましたとか、そんな詳しいのは勿論出せませんけれどもそういう話でないと僕は理解できないという。もうちょっと詳しく精査をして、それから結論に結びつくようなそういう手立てをしてほしい。それともう1つは、やっぱり最初、本当に局長さん僕はおかしいと思ったのは同意を得なくても出しますと、はっきり明言したこと。やっぱり同意を得られなかったら最後の最後まで同意をするようにね、頑張る事なんですよ。同意を得なくても出すなんか最初から言ったら誰も同意を求めることなんか必要ないじゃないですか、こんなおかしいことはないですよ。最後まで同意を求めないとやらないかんですよ。

(上野局長)

それはさっき言いましたけど、その同意を全くとる努力をせんで出すなんて一言も言ってませんよ。Eさんのお答えに対して言いましたけどね。おたくは私の方が同意を求めてね、存続と決めたら出すんだという言い方ですがそうじゃなくて、当然法律的にはいらないんだけど、やはりこういう問題はおっしゃった通り、行政がするときには地元の人の理解を得ないかんから同意をとるように努力します。努力するんだけど、例えば存続するのが妥当だというその判断をしたときにずーっと努力したけど、同意がとれなかった時にどうしますかというときには、自分達しか行政の方がこれは存続をさせるという結論を出したら国土交通省さんにはきちっとそういう事実を言って許可申請をしますということを行ったんです。

(中園課長)

最後に一人。じゃあ真ん中の赤い服の。じゃあ、Nさんをお願いします。

(Nさん)

八代の「N」と言います。さっきから聞いていると、企業局が荒瀬ダムの操作規程の範囲の中で、また通達に従ってずーっと対策をとってこられたということをおっしゃってます。仮にそれを信じたとします。しかし蒲島さんは、仮に水がほしいと言え流しますとおっしゃってます。治水に、みんな洪水を守

るために必要だったり事前に流します。治水にもやさしく利水にもやさしく環境にもやさしいダムにしますと、この前坂本でもはっきりおっしゃいました。それに対して、上野さんは操作規程の範囲の中でしかできませんと言われました。だけど、操作規程の範囲の中でやるということであれば、今以上の対策はとれないということだと思っんですよ。ということは蒲島さんは環境にもやさしい、水が必要なときには出しますというのは口約束にしかすぎませんということを、今日みなさんがみんなの前で言ったことと同じになるんですね。じゃあ蒲島さんが言う、本当に環境に優しい対策を文章にして書けますか。申請するときに治水の目的にもします。利水の目的にも使います。そういう申請書は手続き上出せるのかということを知りたいし、もし渇水の時にも出すと言うんでしたら、渇水での特例の手続きなんかもしないといけないと思っんですけど、そういうことを出すのであれば、きちんと蒲島さんが言う、望むダムが出来る手続きが本当にとれるのかどうか、法律的なものをきちんと聞きたいです。どういう法律の何条にしたがって蒲島知事の言うダムが作れますという、はっきりとそれを言ってもらって文章にしてきちんと出してほしいです。それと、仮にこの約束が守られたとしたとしても渇水協議会なんか開く時には、いろんな利害関係者で調整が必要だと思っんですけどその時、知事の裁量でみんなの意見を聞かなくても仮に水が欲しいと約束したからしますという事が法的にできるのかどうか、法律上蒲島さんが望むダムが作れるのか知りたいです。今日の資料によれば、ゲート開放の時には問題点をすごくみなさん整理しています。法的な問題がこうあります、それと九電との齟齬がこういつて出てきた、困難です、色んな問題点を出しています。そうであれば蒲島さんの言うダムを作るための問題点、法律上の問題点、それをみんなしてからきちんと蒲島さんに、後のこの判断の前にきちんと蒲島さんに届ける役割が皆さんにはあると思っんですけどいかがでしょうか。その手続上本当にできるのかどうか、操作規程の範囲の中でできないというのがわかりましたので、それ以外の方法でするためにはどういふ問題をクリアしないといけないのか教えて欲しいです。どうぞよろしくお願ひします。

(上野局長)

Nさん、私は操作規程のことは何も言ってなかつた。あちらで言っただ話かな。Nさんのおっしゃった様に球磨川漁協の方が来られた時だったかな、知事は言いました、荒瀬は治水専用ダムなんだけれども、現実に下流で困っている人がいたら当然の事ながら皆さんの為、皆さんと関係者と話をしながら調整して多目的な利用に利用できればいいですねということと言いました。それは間違いない、それは要するに多目的ダム、多目的の許可をとつとるという意味じゃ

なくて河川法の何条だったかはっきりしないけど、要するに球磨川の水は利用者があるならば自分とこだけの問題と捉えんで下流の関係者と協議しながら妥当な調整等をするべきだという規定が確かあるはずですよ。それをベースに知事がその利水専用ダムなんだけど、下の利水、工業用水、飲料水が必要だというなら話し合いをして、それをうまくやっていきたいですね、ということはいいました、だからそれは今もそういう気持ちがあると思っています。だから発電専用ダムなんだけれども、知事が言ったのは、許可は発電専用ダムなんだけれども現実に水が濁水で困っているとき、それから工業用水、飲料水で困っているときには多目的な利用にするように私はしたいというのを言ったんです。だから許可は発電専用というのは知事も分かっている意味で言っております。ただ河川法の中に、下流の人達、皆が水利用者が困っているときにはお互い話し合って調整するようにという規定がありますからそれを根拠に言っているという意味。

(福原課長)

先ほどNさんの方から操作規程の範囲内という話がでたんですけれども、私も操作規程の範囲内というお話はしていないと思っていますけれども。

(中園課長)

本当に最後に2人だけお願いします。前の列の方。

(O氏)

色んなこういう会につきましては2回目でございますけれども、賛否両論、私は存続の立場で出席しております。土地改良の立場でございますけれども、確かに存続・廃止の中で廃止されることは非常にいいかもしれませんけれども、廃止する上については私達は非常に困つとですよ。さっき言われた多目的使用のダムじゃないかもしれませんけれども、今私達は国土交通省と水利権を結んだ中で流量(・・・)った契約結んで水を確保しておりますけれども、もしこれが、ダムがないと非常にやっぱり安定した水が供給受けられません。そういうことでさっき、(・・・)皆さんが言われる中でダムがあつてから非常に洪水うんぬんで非常に困られた方につきましては、それはそれなりに、出来つとでしたっけ、対策としてはどんな按配ですか。私達は未来永遠にこの八代6000haの農地の水は絶対必要なんですよ。

(会場)

流れてくるじゃない。

(O氏)

いいえ、それは流れてこない場合があるんですよ。そういうことで、一度遙拝堰につきましても藤本のダムと、もし少ない場合に色々お願いして水の調整の中で、最低毎秒 32t 位の水がないと恐らく安定した水が供給できません。32t がやっぱり必要なんですよ。そういうところでですね、色んないっぱい今まであったこの既成の事実のやつをまた破壊していくのは非常にもったいないと思います。それと、県あたりにつきましてはさっき話がちらっとありましたかもしれませんが、非常に県あたりもほとんど財政再建をしなければならないような状況に、県の内情じゃなかろうかと思います。大体やっぱりですね、私も聞いた話の中では、県の起債というのは1兆3千億円ぐらいまだ残っていて、ちょっといわれております。それが正確か正確じゃないかわかりませんが、県の予算が 7000 億、そしてやっぱ 10 億か 20 億か引いた中で事業費というのはやっぱごく僅かな中でせいっぱいやっていらっしゃるということで、是非これにつきましては県の財政再建に向けてぜひ残して、今後の県の何らかの方向性の良い意味にも、やっぱり予算の見方をさせていただければ幸いかと思います。そういうことです。環境問題さらにダム問題についての色々な弊害については是非それ以上の対策をとっていただければ幸いかと思います。以上です。

(上野局長)

今の答えはいいでしょ。

(中園課長)

最後にPさん。

(P氏)

球磨川漁協の「P」です。水産業について一応ですね、はっきりしたことがいえないというようなことで片付けてありますけれども、例えば、影響評価を定量的に行うことは困難というようなそういう意見を押ししてあります。しかし私はいままでのやり取りを聞いておまして、これはこの影響、利益というものは我々県民、住民の利益であって、企業局の利益にならんという考えで評価はされないんだと私はそう思う。これは魚が獲れても企業局は金にならんとですよ。これは私達の利益にしかならない。ですから企業局はそれは評価をしない。それともう1つ、水利権についてお尋ねします。6 ページに国土交通省に対して改めてと書いてありますけれども、その意味を説明していただければと思うんです。

(福原課長)

ただいまの質問の水利権更新の時の国土交通省に改めてということで書いてありますけれども、これは平成14年に水利権というかダムの撤去を決定して平成15年の3月に許可を受けた訳ですけれども、電気事業を7年で辞めますということで、お伝えしておりましたので、改めて電気事業の必要性、重要性について計画の妥当性というものを説明していくということでございます。

(P氏)

改めて、というその字は間違っていると私は思うんですよね。新しく申請をしなければいけないものだと思っているんです。といいますのは、15年の3月許可されました国土交通省の荒瀬ダムの藤本発電所の水利使用の許可というのは、これにはその水利権の意味というのは水利使用規則によって示されていますということなんです。そしてその熊本県が申請した申請書にはちゃんと7年後には撤去します。もし条件が揃えばもっと一日でも早く撤去したいそういうふうに申請書に書いてあります。したがってその申請書を受けた国土交通省は水利使用規則1条から20条までありますけれども、その水利使用規則の中には更新という言葉は一つもないんです。それはなぜですか。発電事業をやめると言っているんです。水利権を放棄しますとそういう風にはっきり言っているんです。だからその水利使用許可証には更新という言葉は無いんです。普通、単純な更新だったら、期限とそれから6ヶ月前から1ヶ月前まで更新しなさいと書いてある。でも藤本発電所、荒瀬ダムの水利使用規則にはもう放棄が条件です。ですから更新の記載は一切ないんです。だからその改めてというのはもうすでに22年の3月でいっぺんこの水利権はもう切れてしまうんです。だから改めてというのは新しくまた作り直さないかんということなんです。それをもしやらなかったら水利規則違反というようなことで直ちに消滅させられるんです。私は前回の集会の時に尋ねたら、そのとき上野局長は、ですから存続とは言いません撤去も存続も両方考えます、そういう風に言われたんです。それしかできないんです。現在の水利権には、荒瀬ダムの水利権、水利使用規則というものにはその撤去か存続かというようなことを考える、それは自由なんです。でも存続とはいえないんです。言ったら国土交通省から直ちに水利規則違反というようなことで水利権は消滅させられるんです。変更はできないんです、これは。変更ができるのは取水量をどうするかとか、そういったことしか変更はできないんです。皆さん、ちゃんとこの水利使用規則の中にちゃんとそういうことが書いてあるんです。どうですかそうでしょう。

(福原課長)

はい、今Pさんが言われたように水利使用規則には全くその通りのことが書かれております。しかしながら平成14年度当時の撤去を決めて7年間の水利権更新を申請したそのことというのは企業局の都合でそのように水利権を更新してまいったことでございます。

(P氏)

水利権は国土交通省が許可するんですよ。

(福原課長)

いいえ、企業局として申請したときにはあくまでも企業局の都合でということで、国土交通省はそれを認めて7年間の許可を出している。それでまた当時と現在の状況が変わってきたということで発電事業の改めてその有用性、必要性をそういう計画をですね。

(P氏)

なら変えられるんですか。これを。

(福原課長)

それについては国土交通省の方で判断されると思いますけれども。

(P氏)

変えないとできないんじゃないですか、変えられるんですか。

(福原課長)

それについては国土交通省と必要な時期に協議していきたいと考えております。

(中園課長)

まだたくさんのご意見がありますけれども、これで終わらせていただきます。今日のご意見は非常に厳しいご意見が多数ありました。知事の方にはピシッとお伝えします。

これをもちまして今日の説明会は終わらせていただきます。ご苦勞様でした。